

概要 (平成19年3月31日現在)

名 称 農林漁業金融公庫

設 立 昭和28年4月1日

根拠法 農林漁業金融公庫法

資本金 3,168億円余(全額政府からの出資)

貸付金 2兆9,425億円余

組 織 本店及び22支店

定 員 918名

CONTENTS

●ご挨拶	2
●お客さまの声	3
●お客さまへのお知らせ	5
トピックス	7
●資金提供	15
●経営支援	25
民間金融機関の参入支援	31
●スピード感ある自己改革の実現	35
コーポレートガバナンス	43
融資制度	51
資料編	56





ご挨拶



髙木 勇樹 総裁

農林漁業金融公庫の役割は、農林漁業・食品産業 に携わる皆さまの経営発展のお手伝いです。

公庫は農林漁業から食品産業までを担当する唯一 の政策金融機関です。国の要請に応え、その目的を 達成するため、政策金融というツールで皆さまの経 営発展をお手伝いするとともに、地域の活性化に貢 献し、国民の皆さまに安全・安心な食料を安定的に 供給することに役立つことが私どもの役割・使命と 考えております。

とくに農業経営に対する政策金融のウエイトは、 農政改革の本格化に伴い、たいへん高くなっており ます。また、民の力の活用によるトータルサポート 体制の確立が喫緊の要務となっています。

農業の「経営」分野に対する全金融機関の貸出残高の うち、公庫が42%を占めています。

民間にできることは民間でという当然のことを実 践し、公庫が真になすべき分野に経営資源を集中 し、役割機能の最大限の発揮につなげ、民間参入を 促進するため、いろいろな取組をしております。

農業経営アドバイザー制度の創設とこれの民間への開 放、民間金融機関との業務協力の推進(平成19年8月末 現在194機関)とその深化、NPO法人日本プロ農業者総 合支援機構 (J-PAO) の設立と、この機構との業務協 力を通じた民間企業等の力を活用した農業経営に対する トータルサポートシステムの構築などの取組を進めてい ます。

平成19年5月「株式会社日本政策金融公庫法」が 成立し、当公庫は平成20年10月に国民生活金融公 庫、中小企業金融公庫および国際協力銀行(国際金 融等業務)と統合しますが、これまでの機能・役割 は基本的に引き継がれることになっています。

これまでも政策金融改革、農政改革に積極的に取 り組んで参りました。今後も改革は誰のため、何の ために行うかを問い続け、お客さまに対するサービ ス向上を目指して自己改革に邁進することをお誓い 申し上げます。

自ら策定した経営基本計画(平成17-19年度)に基づ き、「お客さまへの融資を通じたトータルサポート機能 の発揮」「民間金融とのパートナーシップの確立」「ス ピード感ある自己改革の実現 | の3本柱により自己改革 に取り組んでおります。現在、さらに新たな事態に対応 すべく、新経営戦略の策定を急いでいます。

日本の食と緑を本気

斗の安定供給確保には、明日の農業を支 える担い手の育成が急務です。公庫は長 期・低利のスーパーL資金で担い手の創意 工夫や経営改善の取組を支援します。



多角化経営に役立つ公庫資金

野村 守さん (栃木県・肉用牛肥育)

黒毛和牛と交雑種を800頭経営しています。肉 用牛肥育経営は、外国産牛肉の輸入解禁や飼料価 格の高騰など経営環境が厳しくなる一方です。そ こで、経営の安定化を図るために生産者の強みを 活かした直営焼肉店を開きました。その際には公 庫の農業経営アドバイザーに経営全体の助言をも らい、また、必要な設備投資資金は長期・低利の スーパーL資金を活用しました。



森林には木材生産のほか、温暖化防止、水 資源涵養などの多面的な機能があります。 公庫はこうした森林の整備に超長期の資金 でお手伝いしています。



超長期の公庫資金で森林ビジネス

田島信太郎さん(大分県・林業)

スギ、ヒノキなど1,200haの森林を経営していま す。想像を絶する材価低迷などの厳しい経営環境を 克服するため、伐採時期を長期化して付加価値の 高い木材生産に切り替えました。また、低コスト流通 による経費削減や森林機能を活かしたレジャーなど の新ビジネスにも取り組んでいます。こうした森林ビ ジネスを支える安定的な森林整備には、超長期の公 庫資金を利用しています。

で支えています

重油高騰など漁業の経営環境は厳しさを増 す一方です。漁業の盛衰は、水産加工など関 連する企業が多く地域経済への影響も大き い。公庫は頑張る漁業者を支援しています。



新しい漁業経営を支える漁業資金

濱口正英さん(静岡県・漁業)

燃料代の高騰、国際的な漁獲制限など経営環 境は厳しくなる一方です。その時々の魚価に大 きな影響を受けないよう加工事業への取組を始 めました。特徴は、自社船が漁獲した魚が原料 という素性の明確さ。公庫資金を利用して建造 した最新の凍結装置を備えた漁船により、高鮮 度の材料運搬が可能になり、品質アップに大き く貢献しています。



国産農産物を食品加工メーカーに使っても らえるかが日本農業の大きな課題のひと つ。公庫は国産農産物の利用拡大のため食 品産業を支援しています。



地元産小麦を原料に生麺工場建設

高山 章さん (群馬県・めん類製造業)

日産10万食のチルド麺の生産販売をしてい ます。価格競争はますます厳しくなる中で、 地元特産の小麦を原料に消費者ニーズにあっ た商品づくりを品質・衛生管理を徹底し取り 組んでいます。火災にあい、工場再建が必要 になったとき、償還期間が長く、金利も低く 固定の公庫資金があったことが経営建て直し に役立ちました。

株式会社日本政策金融公庫 への移行に向けて

平成19年5月18日、株式会社日本政策金融公庫法 が成立しました。

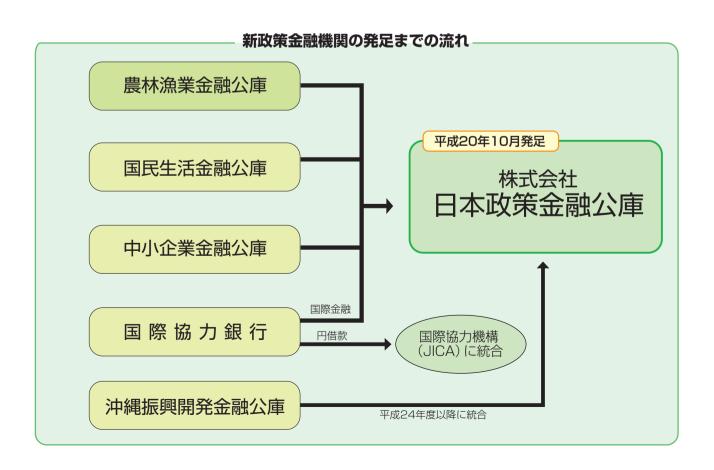
当公庫は、平成20年10月から、国民生活金融公

庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行(国際金融等 業務)とともに株式会社日本政策金融公庫へ移行し ます。

Point

平成20年10月以降も、農林漁業金融公庫の業務のほとんどが 株式会社日本政策金融公庫に引き継がれます。

- ○農林水産業者向けの長期・低利融資 は、政策目的を実現するためのツールと して、機能・役割が引き続き認められて います。
- ○食品産業向け融資は、中小企業者に対
- する10年超の融資が引き続き認められてい
- ○農林水産業者向け融資は全ての都道府県 での対応(お客さまにより近いところでの支 援活動)を可能とすることを基本とします。



- ○移行後は、当公庫の一切の権利義務を新公庫が承 継します。融資等を利用されている方および当公 庫が発行した債券を所有されている方の利益が不 当に損なわれることはありません。
- ○各機関のノウハウの共有等により、政策金融手法 の高度化といった共通の課題について連携した取

組を行います。また、経営コンサルティング、ビ ジネスマッチングなど、従来の垣根を越えた幅広 いサービスの提供に努めます。

○主要な支店において金融サービスを提供し、ま た、全支店において融資制度に関する情報提供体 制を整備します。

農政改革

業:担い手育成、産業としての農業の確立 農

林 業:国産材供給と環境保全

業:地域再生

食品産業:食の安全・安心と農との連携

政策金融改革

政策金融として必要な機能に限定し、 政策金融機関を再編

自ら策定した経営基本計画に基づき、自己改革を推進

政策ニーズ

業:担い手への施策の集中化・重点化 ○農 →担い手40万経営体育成へ向けた 顧客基盤拡充要請

○林 業:美しい森林作りへ向けた各種施策

との連携強化

→「新生産システム」事業への支 援強化.

○漁 業:厳しい経営環境のもと政策金融が

> 支えるべきニーズの増大 →地域再生への積極関与

○食品産業:更なる農食連携の取組強化

→地域農林漁業と関連の深い中小 ・零細食品企業への支援強化

株式会社

日本政策金融公庫への移行

- ○政策上必要な業務の的確な実施
 - ・政府が株式を常時全額保有
 - ・主要施策毎に勘定を区分
- ○強固なガバナンスの確立
 - ・会社法が適用される株式会社
- ○民業補完の徹底
 - 一般の金融機関が行う金融を補完しつつ、 農林水産業者の資金調達を支援

○政策目的の実現のための機能・役割の発揮

・農林水産業者の資金ニーズに的確に対応 し、政策金融として必要なところに、資金 を的確に供給する

農政改革・政策金融改革への対応を更に加速

公庫は、政策金融改革と農政改革の2つの改革に 対応していくため、平成17年6月に経営基本計画を 策定し、担い手へのトータルサポート機能の発揮、 民間金融機関とのパートナーシップの確立、公庫自 身の自己改革を進めています。

政策ニーズや環境の変化を踏まえ、農政改革・ 政策金融改革への対応を更に加速させていきます。

3カ年の経営基本計画に基づき事業をすすめています。

■経営基本計画

政策金融改革、農政改革の2つの改革に対応して自ら進んで経営改革を実行するため、独りよがりとならないよう、外部有識者の意見を入れて自主的に策定(平成17年6月)

期 間:平成17~19年度

構成:3つの経営ビジョン、4つの経営戦略、19の施策

PDCA: 年間業務計画 (Plan) ⇒実行 (Do) ⇒業績評価 (Check) ⇒施策へのフィードバック (Action)

18年度の主な取組

1. トータルサポート機能の発揮

融資機能を更に向上させるため、これまでの資金提供に加え、提案型の融資活動、農業経営アドバイザーを中心とした経営支援活動に取り組みました。

●融資額 2.122億円

地域農業の担い手である認定農業者の経営改善を支援するスーパーL資金の融資額は522億円、スーパーL資金創設以来の累計融資先数は27,394先となりました。

●相談窓□

相談窓口を27道県34ヵ所に開設し、沖縄県を除く都道府県でお客さまにより近い場所でのご相談に対応できるようになりました。

●農業新規参入支援

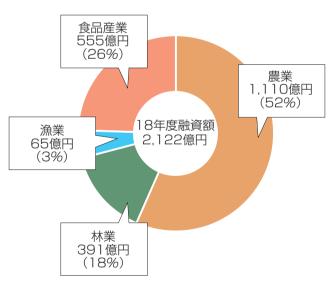
全国22支店に「農業新規参入融資相談窓口」を 設置し、新規就農や異業種からの農業参入を支援 しました。

●経営アドバイス

農業経営アドバイザーを中心にお客さまの経営のフォロー、提案型の融資活動の推進、専門家とのネットワーク構築などに取り組みました。

●アグリフードEXPO

「あくまでも国産」、「農と食をつなぐ」をテーマに、全国規模ではじめての国産農産物の展示商談会「アグリフードEXPO2006」を東京で開催しました。 広域的な販路拡大を目指す全国の農業経営者並びに食品関連企業293社(共同出展含む)が出展し、食品関連企業のバイヤー等来場者4,941名との間で多くの商談が成立しました。





●事業再生支援

経営資源の円滑な承継、雇用の確保、地域経済 の活性化など政策的に意義のある事業について、 57先の再生支援に取り組みました。

2. 民間金融とのパートナーシップの確立

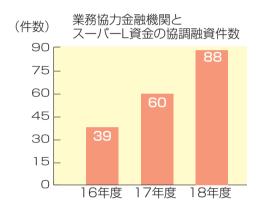
公庫の持つ農林漁業分野に関する融資ノウハウの提供等、民間金融機関が農林漁業分野に積極的 に参入しやすい環境の整備に取り組みました。

●協調融資

業務協力金融機関によるスーパーL資金との協 調融資は対前年度比47%増の88件となりました。 また、一部の業務協力金融機関が公庫資金との協 調融資の場合に優遇金利を適用する商品を提供す るなど、民間金融機関による農業金融への参入は 確実に進んでいます。

●農業版スコアリングサービス

「農業版スコアリングモデル」を活用して個別 の農業経営体の信用力の評価結果をインターネッ トを通じて民間金融機関に提供するサービスを 行っています。平成18年度末時点で434の金融機関 が本サービスの利用会員となりました。



3. スピード感ある自己改革の実現

上記の活動の基礎になるのは公庫自身の自己改革です。具体的には、経営マネジメント、組 織、人事、業務運営です。これらを効率的に、透明性をもって推進しています。

●リスク管理債権の削減

資産の健全性を確保するため、信用リスク管理 を充実し、リスク管理債権の削減に取り組んでい ます。平成19年3月末のリスク管理債権は対前年同 期8.7%減の1,733億円となりました。

リスク管理債権の推移(単位:億円)

17/3期	18/3期	19/3期
1,893	1,898	1,733

●定型審査の導入

農業小口融資について「農業版スコアリングモ デル」を活用した定型審査を導入し、借入手続の 簡素化・迅速化に取り組みました。



19年度の主な課題と取組

農業

● (課題) 農業担い手 (認定農業者) の育成・確保

⇒ (取組) スーパーL資金の実質無利子化

平成19年度から平成21年度までの3年間に融資 するスーパーL資金 (融資額500万円超個人1億 円・法人3億円以下の設備投資、一般長期資金) について農山漁村振興基金からの利子助成が拡大 され、地域によっては実質無利子となります。

⇒ (取組) スーパーL資金の無担保・無保証人によ るクイック融資

「農業版スコアリングモデル」を活用した定型審 査を活用し、借入申込日から6営業日以内に500万 円までの無担保・無保証人による融資の可否を回 答する制度を導入します

林業

● (課題) 林業担い手の支援

⇒ (取組) 新生産システム事業への対応

国は、大規模産地と大規模加工施設を直結 して国産材の需要拡大と林業の再生を図るた め、全国11のモデル地域において「新生産シ ステム事業 | (平成18年度~平成22年度)を 推進しています。公庫は、林業の再生・融資 先の経営改善支援の観点からこの事業を支援 していきます。

漁業

● (課題) 漁業担い手の支援

⇒ (取組)漁船漁業改革推進集中プロジェクト (G プロ)への積極的な参画

国は、平成19年度から5年間の事業とし て、漁業者および地域が一体となって、漁獲 から製品・出荷に至る生産体制を改革して収 益性の向上を図る「漁船漁業改革推進集中プ ロジェクト (Gプロ) | を立ち上げました。G プロにおいて、公庫は漁船の建造・取得資金 の融資にとどまらず、漁船漁業の収益性向上 に結びつく地域関係者の共同取組(地域プロ ジェクト)のメンバーとして参画するなど、積 極的に関与していきます。

食品産業

● (課題) 食品産業分野における金融支援

⇒ (取組) 農食連携事業の重点支援

地域農林漁業と関連の深い地域特産物加工 販売会社等に対して、農林漁業の担い手に対 する支援活動と一体となって、生産から加工 販売に至るトータルな支援を実施するなど、 きめ細かな金融支援を引き続き行います。



共通

● (課題) 農林漁業者に対するセーフティネット機能 の強化

⇒ (取組) 農林漁業セーフティネット資金の創設

不慮の災害や疫病、社会的・経済的環境の 変化などの影響を被った農林漁業者に対する 新たな資金制度を平成19年4月に創設。

● (課題) お客さまの利便性向上

⇒ (取組) 職員が常駐する新たな拠点の設置

平成18年度に開設した相談窓口(27道県 34ヵ所)でお客さまからのご相談に引き続き 対応します。また、高知市をはじめとした6ヵ 所に職員が常駐する新たな拠点を順次設置 し、お客さまにより近いところでの支援活動 強化を進めます。

● (課題) 借入手続の簡素化・迅速化

⇒(取組)「農業版スコアリングモデル」を活用し た定型審査の拡充

「農業版スコアリングモデル」を活用した 定型審査について、対象資金の追加、融資限 度額の引き上げや手続の簡素化を進め、借入 手続の簡素化・迅速化を図ります。

● (課題) 民間金融機関の参入拡大

⇒ (取組) 認定農業者向け新たな協調融資の取組

業務協力金融機関のプロパー「農業向け専 用商品」に「スーパーL資金の無担保・無保 証人によるクイック融資制度 | をセットにして 協調融資を行う新たな取組を平成19年4月に 構築。この取組により、認定農業者の小口の 資金需要に対して、民間金融機関と協調し て、スコアリング手法による迅速融資に取り 組みます。

● (課題)担い手向け経営支援機能の更なる強化

⇒ (取組) 「特定経営支援事業 | への取組

リスクは大きいが政策性の高いプロジェク ト案件など、融資判断に専門性が求められる 事案について、本店の農業経営アドバイザー が中心となって、支店と役割分担の上、方針 決定から事業進捗・実現に向けた課題解決に 取り組みます。

⇒ (取組) 外部ネットワークとの連携強化

新たに構築した外部ネットワーク(J-PA 〇、業務協力民間企業、外部の農業経営アド バイザー試験合格者など)との連携を強化 し、「民の知恵・ノウハウ・情報網」の活用に 取り組みます。

⇒ (取組) WEBを活用した情報提供の拡充

ホームページを全面リニューアルし、資金 相談や経営診断のほか、お客さまの経営をサ ポートするための情報提供機能の強化を図り ます。また、お客さまの農林水産物の販路拡 大支援のためのマッチングサービスを改善し ます。さらに、経営資源(農地、人材、後継者 への経営委譲や相続対応など)のマッチング 支援にも本格的に取り組みます。



経営基本計画

使命

農林漁業金融公庫は、一般金融機関が 行う金融を補完しつつ、農林漁業者や食 品産業の事業者に対し、効率的かつ安定 的な経営が農林漁業生産の大宗を担う農 林漁業構造の確立、食料の安定供給の確 保等に必要な長期かつ低利な資金で、一 般金融機関が融通することを困難とする ものを融通することを使命とする。

目指す姿

(平成20年度に達成している姿)

私たち農林漁業金融公庫は、

「食」と「緑」を支える方々に対して、

「パートナー」と共に

「タイムリー」に

[プロフェッショナル]な

金融支援を行い、

常に皆さまの期待と信頼に

応えるよう努めていきます。

「パートナー」

系統金融機関、一般金融機関、地域行政機関など、お客さ まの経営発展を支援する協力者の意。

お客さまの目線で考え、的確かつ迅速な資金提供等を行う という意。

「プロフェッショナル」

フォローアップも含め、農林漁業の専門金融機関として総 合的な支援(トータルサポート)を実施するという意。

経営ビジョン[3つの柱]

お客さまへの 融資を通じた トータルサポート 機能の発揮

~農林漁業融資を通じ 安全・安心な食料の安定的な供給を支援~

お客さまの目線に立ち「お客さまが何を望んでいるのか」 を理解した上で、最適な資金の提案や提供、経営診断に基づ くアドバイス、マッチングサービス等の幅広いサービスを行 うことで、お客さまの経営発展を支援していきます。

そのことを通じて、安全・安心な食料の安定的な供給を支 援し、国民生活の向上に寄与していきます。

民間金融との

事業・収益が自然条件に大きく影響されるなど敬遠されが ちな農林漁業融資に対し、民間金融機関が積極的に参入しや すい環境を整備し、お客さまへの金融支援を進めていきます。

スピード感ある 公里の主語

役職員一人一人が、「目指す姿」の実現に向けて、真に意 識改革を行い、待ったなしのスピード感ある自己変革を進め ていきます。

----> P23

···→ P25

[経営戦略]とその実現のための[施策]

■戦略■

農林漁業及び食品産業を営む方々の 経営改善、規模拡大、新たな事業分野 の開拓など経営発展段階等状況に応じ た様々な投資ニーズを的確に把握し、 民間金融機関と協調・連携しつつ、迅 速な資金提供をしていきます。

■戦略■

「公庫に相談すれば、必ず問題解決 に必要な情報が得られる、または情報 を得られる先を紹介してもらえる」と いう満足度の高いサービスを提供して いきます。

施策 01	お客さまの投資ニーズの的確な把握と迅速な資金提供	→ P15
WENT OI		

施策 02 「農業」分野におけるニーズに即した資金提供 ----> P17

施策 03 「林業」分野におけるニーズに即した資金提供 P19

施策 04 「漁業」分野におけるニーズに即した資金提供 P21

施策 05 「食品産業」分野におけるニーズに即した資金提供

お客さまのニーズにマッチした 施策 06 情報提供などの「提案型の融資活動」推進

施策 07 ----> P27 農林漁業分野の不振経営体の事業再生への支援

施策 08 経営マインドを持った農林漁業者育成の支援 ---> P29

■戦略■

民間金融機関 の参入支援

お客さまが、最寄りの金融機関でワ ンストップサービスを受けられるよう、 民間金融機関との業務協力を通じ、民 間金融機関が農林漁業融資に積極的に 参入しやすい環境の整備を進めていき ます。

施策 09

系統金融機関との連携強化、地銀・信金等との業務協力の推進 ····→ P31

施策 10

民間金融機関が積極的に農林漁業分野に参入できるよう 融資ノウハウの提供

----> P33

----> P35

----> P36

P35

■戦略■

営マネジメント、

— 効率化、健全化、透明性 —

政策金融改革や農政改革を踏まえた 経営基本計画を実現するための態勢を 整備し、経営の効率化・健全化を進め ていくとともに、経営情報を積極的か つ公正に開示するなど、透明性を高め ていきます。

経営基本計画実現のための 施策 PDCAサイクルによる経営マネジメント

施策 経営基本計画を効率的に実行するための組織態勢整備

施策 経営基本計画をリードできる人材育成

施策 14 審査手法の高度化による効率的な審査や新たな融資手法の開発 ···· > P37

真に役立つ情報発信のための国内外の情報の 施策 15 ----> P38 収集・分析・発信能力の向上

施策 16 お客さまの経営状況に応じた予防的観点からの経営改善支援 ----> P39

施策 17 よりわかりやすく情報発信をしていくための広報活動の再構築 ····→ P40

統合的なリスク管理など業務運営の健全性確保のための 施策 18 内部統制機能の充実

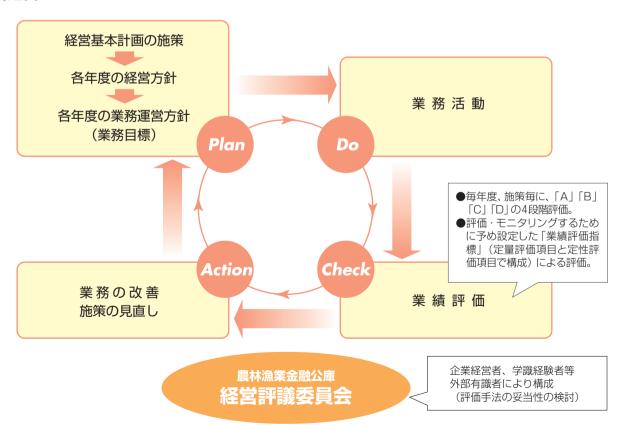
民間金融機関とのネットワーク拡充など 施策 19 ITを活用した業務の効率化

····→ P41

経営基本計画に基づいた 業績評価制度を導入して います。

- ●公庫は、自ら進んで経営改革を実行するため、「トータルサポート機能の発揮」「民間金融との パートナーシップの確立」「スピード感ある自己改革」の3つを柱とした3ヵ年度(17~19年 度)の経営基本計画を自主的に策定しました。また、経営基本計画の策定にあたっては、透明性 を高めるため外部有識者(学識経験者、一般企業経営者、農業経営者等)の意見を伺いました。
- ●経営基本計画の策定に伴い、平成17年度の業務から、施策毎に定めた評価指標に基づく4段階評価の手法を導入しました。これを基に、毎年度の業績を数値や行動内容で分析し、課題が明らかになったものは、それらを踏まえ業務の見直しを検討し、施策に反映します。また、この業績の評価については、外部有識者で構成される「経営評議委員会」(44ページ参照)において、客観的な幅広い観点からの意見をいただいております。
- ●経営基本計画を実行していくことにより、国の農林漁業および食品産業の政策を金融面から推進 するという公庫の使命を果たしてまいります。

■業務運営マネジメントのPDCAサイクル



■施策毎の業績評価指標 (施策O2の例) と評価方法



施策の総合評価

業績評価指標の得点をもとに、 以下の4段階の総合評価を行います。

A:目標を大きく上回って達成 【業績評価指標得点4.0以上~】

B:目標を達成

【業績評価指標得点2.0以上~4.0未満】

C:概ね目標を達成したが、 一部改善の余地あり

【業績評価指標得点0.5以上~2.0未満】

D: 目標を達成しておらず、 運営等の改善が必要

【業績評価指標得点 ~0.5未満】

項目毎に得点化し、単純平均により、 5点満点で得点を算出します。

各評価項目は以下により得点化を行います。

定量評価項目	得点
目標達成率120%以上	5点
目標達成率100%以上~120%未満	3点
目標達成率 80%以上~100%未満	1点
目標達成率 80%未満	-1点

定性評価項目	得点
重点課題として年度当初に想定した内容を大きく上回る取組ができた	5点
重点課題として年度当初に想定したとおりの取組ができた	3点
重点課題に概ね適切な取組ができた	1点
重点課題への取組が不十分であった	- 1点

⇒ 施策毎の業績評価結果一覧は、96ページに掲載しています。

お客さまの投資ニーズの 的確な把握と迅速な資金提供

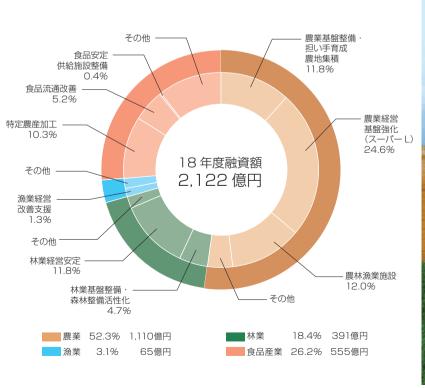
お客さまの経営発展段階等の状況に応じた投資ニーズ を的確に把握し、お客さまに必要な資金を迅速に提供し ていきます。



18年度の取組結果と評価

業績評価指標 評価 担い手支援 $\star\star\star\star$ 2.1点 担い手への金融支援、これによる雇用や地域の農林漁業への効果 事業再牛支援 2.0点 $\star\star\star$ 事業再生への支援、雇用喪失の防止、耕作の維持 ●セーフティネット 3.0点 $\star\star\star\star$ 災害等への対応 新規事業支援 $\star\star\star\star$ 3.7点 農業への新規参入、ベンチャー等への支援 サービス向上 **** 2.0点 借入手続の所要日数短縮

平成18年度融資実績





公庫資金の公益性

- ●公庫は、国内農林水産業の振興のため、農林漁業 者や関連産業である食品産業に対し資金を融通し ています。
- ●「融資の相手方」、「融資対象事業」、「貸付利率」 等が法律で定められており、多くの資金で法令等 に基づく行政機関の認定等が必要など、政策と一

体となって、担い手に対する働きかけ(融資)を 実施しています。

●公庫は、このような政策機能を遂行するにあたり、 利差額、業務委託手数料等に対する補給金を国の 一般会計から受けています。

国の政策(食料・農業・農村基本法)

民経済の関民生活の 健安 全定に 発上展

食料の安定供給の確保

多面的機能の発揮

農業の持続的発展

農村の振興

効率的かつ安定的な農業経営が 生産の相当部分を占める力強い農業を作る

「担い手」への施策の集中化・重点化

「担い手」の主体的な経営改善努力を側面から促す観点 から、融資のさらなる活用を推進

(※)「担い手」とは、労働時間・所得が他産業と遜色ない水準の効率的かつ安定的な農業経営 およびこれを目指して経営改善に取り組む農業経営をいう。

「食料・農業・農村基本計画」(17年3月改定)

政策と一体となった長期・低利資金の融資

政策目的

農政改革・ WT○(市場アクヤス・国内支持)

「農業」担い手育成、産業としての農業の確立 認定農業者23万 (H18) →担い手約40万 (H27)

目標水準:農業所得 530万円

労働時間 1,800~2,000時間 「食料·農業·農村基本計画」(H17.3改定)

「林業」国産材供給と環境保全 森林の地球温暖化防止効果等 約70兆円

「漁業」地域再生 地域の核となる漁業者を再生

「食品産業」食の安全・安心と農との連携 国内農産物の4割が加工向け

公庫資金融資

政策ツール

スーパーL資金(長期・低利の資金融資)等の融資 を通じて担い手育成に貢献

スーパーL資金融資先の約6割が収益性向上

林業公社等への融資を通じて緑と環境に貢献 地球温暖化防止(CO2吸収)自動車72万台分/年 水資源貯留 黒部ダム16個分/年

まき網等中核漁業者の経営再生への支援を通じて地 域経済再生に貢献

大中まき網漁業者の約6割が公庫資金利用

HACCP等食の安全・安心への取組など、民間と協 調した政策融資が基本

19年度の課題・今後の取組

●借入手続の所要日数短縮

スーパーL資金について、「農業版スコアリングモデ ル」を活用した定型審査による融資限度額を引き上 げ、審査の効率化を図ります。また、特別融資制度推 進会議の適正かつ円滑な運営に取り組み、借入手続 所要日数の更なる短縮を目指します。

●職員が常駐する新たな拠点の設置

平成18年度に開設した相談窓口(27道県34ヵ所) でお客さまからのご相談に引き続き対応します。また

高知市をはじめとした全国各地に職員が常駐する新 たな拠点を順次設置し、お客さまの利便性を更に高 めるとともに、お客さまにより近いところでの支援活 動強化を進めます。

●回収金の自動引落制度の拡大

直接貸付について郵政公社口座からの回収金の自動 引落制度を導入し、お客さまの利便性向上を図ります。 以上の取組により、お客さまの満足度向上に努めま す。

●長期・低利の資金を融資しています

・返済期間:長期 平均で約17年、最長は55年。据置期間もとれます。

率:低利 農山漁村振興基金の利子助成でさらに低利となる資金も あります。また、返済期間中利率の変わらない固定金利が中心 です。

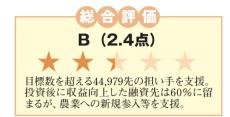
資:財政融資資金・債券 財政融資資金からの借入が中心で一部を · 原 債券発行で調達しています。

農林漁業の特性

- ◆長い生産サイクル
- ◆天候に左右・疾病(BSE、鳥インフルエンザ等)
- ◆収益率が低く、個人経営のわりに大きな資本装備 総資本経常利益率(H17経常利益/総資本) 製造業5.3% 農業2.8%
- ◆WTO、FTAによる政策変化
- ◆担保が特殊(農地、山林、漁船等)
- ◆安定収入を得るためには食品産業との連携が必須 など

「農業」分野における ニーズに即した資金提供

「食料・農業・農村基本法及び基本計画」の政策展開に 沿った資金提供を通じ、農業者等の創意工夫や主体性を発 揮した経営改善の取組や環境保全を重視した取組などを積 極的に支援していきます。

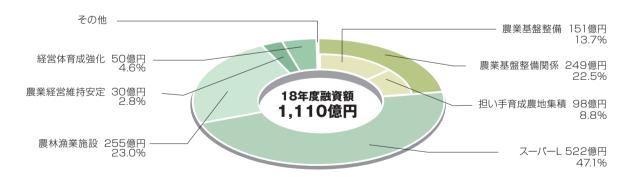


18年度の取組結果と評価

業績評価指標 評価 担い手支援 2.3点 $\star\star\star\star\star$ 担い手への金融支援、これによる雇用や地域農業への効果 事業再生支援 **** 1.0点 事業再生への支援、雇用喪失の防止、耕作の維持 ●セーフティネット $\star\star\star\star\star$ 3.0点 災害等への対応 ■環境保全、生産基盤整備、地域振興への支援 $\star\star\star\star$ 2.0点 資金提供、環境保全や地域への波及効果 ●新規事業支援 *** 3.7点 農業への新規参入、ベンチャー等への支援

以上の取組を通じ、農業関係資金の融資実績は1,110億円(対前年比78%)となりました。

融資状況 (農業)

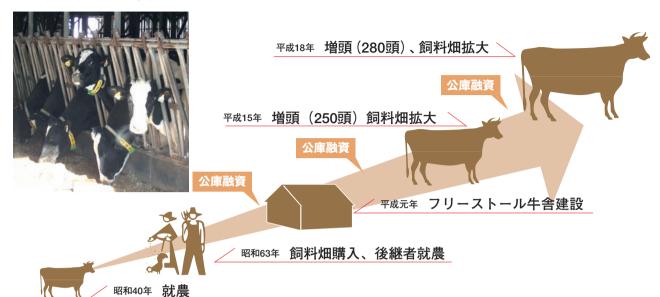




ご利用事例

酪農の担い手の規模拡大(農業の構造改革)

- ●飼養頭数の増頭に合わせて、自給飼料畑の拡大に も取り組んでいます。
- ●家畜排せつ物を堆肥化し飼料畑へ還元する資源循 環型経営を実践しています。



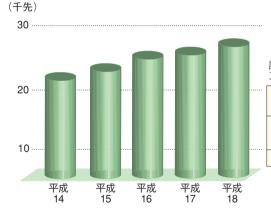
お役に立っていますスーパーL資金

農業の担い手を スーパーL資金が支援します

スーパーL資金は、わが国の農業を 担っていく農業経営者を育成、支援す る資金です。

この資金は「農業経営基盤強化促 進法 | 等による認定農業者が利用する 経営改善のための長期・固定資金で す。新規就農者や異業種からの参入法 人などの新しい担い手への支援も拡大 しています。

スーパーL資金融資先



認定農業者に占める スーパーL資金融資先数

	認定 農業者	うちスーパーL 融資先	
個人	216千	24千 (11.1%)	
法人	11千	3千 (30.5%)	
計	227千	27千 (12.1%)	
	T#10500+#F		

平成19年3月末時点

19年度の課題・今後の取組

- ●国は、担い手に施策を集中する農政の抜本的改革に あたり、平成19年度から平成21年度までの3年間を 「集中改革期間」として担い手の育成・確保に取り組 んでおり、下記のとおりスーパーL資金の内容が拡充さ れました。公庫は、これらを活用して今まで以上に強力 に認定農業者の経営を支援していきます。
 - ○スーパーL資金の実質無利子化 (農山漁村振興基金から の利子助成拡大)
 - 3年間の「集中改革期間」に融資するスーパーL資金(融 資額500万円超個人1億円・法人3億円以下の設備資金、

- 一般長期資金) について利子助成が拡大され、地域に よっては実質無利子となります。
- ○スーパーL資金の無担保・無保証人によるクイック融資 公庫の「農業版スコアリングモデル」を活用し、借入申 込目から6営業日以内に500万円までの無担保・無保証人 による融資の可否を回答する制度を導入します。
- ●農林漁業セーフティネット資金の創設

不慮の災害や疫病、社会的・経済的環境の変化など の影響を被った農林漁業者に対するセーフティネット 機能を強化します。

「林業」分野における ニーズに即した資金提供

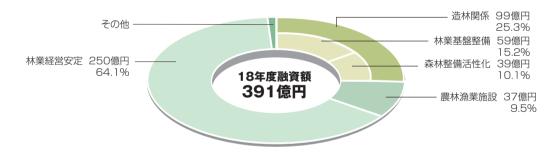
「森林・林業基本法」の政策展開に沿った資金提供を通じ、多面的機能を有する森林の整備や国産材の供給・加工体制整備などを積極的に支援していきます。



18年度の取組結果と評価

以上の取組を通じ、林業関係資金の融資実績は391億円(対前年比109%)となりました。

融資状況 (林業)





ご利用事例

新生産システムの推進に向けた取組を支援

近年、中国や東欧での木材需要拡大等に伴い外材輸入量の減少傾向が続いており、国産材に対する期待が高まっています。この動きに対応して、木材業界では、国産材の競争力強化のために、「新生産システム事業」に基づき、地域の中核的な製材工場への大規模集約化を積極的に進めているところです。

A社では、国産材への需要シフトを見据えて国産材の生産拡大に取り組んでおり、今回、国産材の増産・品質向上を目指し、公庫資金を利用して乾燥施設の導入・製材ラインの拡充を行いました。



林業公社への融資により、地球温暖化防止など環境保全に寄与

公社林は成熟期には、わが国の年間木材需要量の2 割程度を供給。ただし、育成途上のため、今後も間 伐や枝打ちなどの事業が必要です。



●公社林の多面的機能(試算)

■CO2吸収 **167万t/年**

自動車

×72万台/年

■土砂流出防止 **8,800万m³/年**



×70個分/年

■水資源貯留

32億m3/年



×16個分/年

19年度の課題・今後の取組

●担い手林業者の経営支援

大規模林業者の多くは、遅くとも10~15年先に は本格的な伐採が可能となる資源状況にあり、国 産材供給と林業再生の良好な循環を実現するた め、その間の経営支援が重要となります。平成18 年度に措置された森林保全支援協議会を活用する ことなどにより、林業再生を支援していきます。

●新生産システム事業への対応

国は、大規模産地と大規模加工施設を直結して 国産材の需要拡大と林業の再生を図るため、全国11 のモデル地域において「新生産システム事業」(平成 18年~22年度)を推進しており、公庫は林業の再 生・融資先の経営改善支援の観点からこの事業を支 援していきます。

●林業公社の経営改善

各林業公社の林業経営に係る長期収支見通しの

シミュレーションを作成し、個別に各林業公社が取り 組むべき課題などについて意見交換を行うなど、経営 改善のきっかけ作りや自助努力へ誘導する取組を関 係機関と協力しながら行い、必要な対策を早期に検 討し実行します。



「漁業」分野における ニーズに即した資金提供

「水産基本法」の政策展開に沿った資金提供を通じ、水産 物の安定供給や水産資源の持続的利用を確保するための担 い手支援等を積極的に支援していきます。



18年度の取組結果と評価

業績評価指標 評価 担い手支援 2.0点 $\star\star\star\star\star$ 担い手への金融支援、これによる雇用や地域漁業への効果 事業再牛支援 3.0点 事業再生への支援、雇用喪失の防止と地域への効果 ▶水産資源管理、漁村活性化支援 3.0点 資金提供、環境保全や地域の波及効果 ●セーフティネット **** 3.0点 災害等への対応

以上の取組を通じ、漁業関係資金の融資実績は65億円(対前年比56%)となりました。

融資状況 (漁業)







ご利用事例

地域の担い手育成を支援

沖合底引き網漁業者に対して、漁業協同組合から のリース漁船による操業への切替えを提案し、省エ ネ・省人化されたリース漁船の建造に必要な資金を 融資しました。このことにより、漁業者の資金償還 負担を軽減しつつ経営改善への取組を支援するとと もに、地域漁業の維持・地域経済への貢献が図られ ました。

NEDO (%)

建造費補助





漁業協同組合 リース漁船の建造 (省エネ・省人化) 漁船をリース リース料支払

冲合底引き網漁業者 ·ス漁船にて 操業

リース料補助

大日本水産会

※(独) 新エネルギー・産業技術総合開発機構



国の漁船漁業構造改革総合対策事業

現状と課題

●漁船の高齢化

●水揚げの低迷等 による収益性の 悪化



早急な対策が必要

- ■高齢漁船の更新
- ●収益性の向上

事業の内容

漁船漁業改革推進集中プロジェクト

- ●漁業者および地域が一体となって、漁獲から製品・出荷に至る生産体 制を改革して収益性を向上する改革計画を策定(地域プロジェクト)
- ●官民が連携して計画認定(中央プロジェクト本部)

認定された改革計画に基づく取組について集中的に支援

地域プロジェクトによる実証事業

●もうかる漁業創設支援事業

漁船漁業構造改革の一環として、地域・グループにおける省エネ・省人・ 省力化、高度な品質管理手法の導入等の取組により、大幅な収益性向 上が見込まれる新しい操業体制への転換を促進

●担い手漁業経営改革支援リース事業

低コスト漁船のリース料の一部を助成するとともに、改革計画に取り 組む者等に対して漁船のリースを行う事業者に限り、その資金調達能 力を補完

●漁船漁業再生事業

改革計画に取り組む者等が低コスト生産が可能な合理化・スリム化さ れた漁船・船団へ転換する場合には、当該漁業者・漁業者グループを 対象として、漁船・船団の総トン数の減少分に応じた助成金を交付

際競争力のある漁船漁業へ の 転

19年度の課題・今後の取組

●漁船漁業改革推進集中プロジェクトへの積極的な参画 漁船漁業は、燃油高騰や魚価低迷など経営環境 の悪化により、漁船の更新が進まず船齢が高齢化し 生産構造が脆弱化しています。このため、国は平成19 年度から5年間の事業として、漁業者および地域が一 体となって、漁獲から製品・出荷に至る生産体制を改 革して収益性の向上を図る「漁船漁業改革推進集中 プロジェクト (Gプロ) | を立ち上げました。Gプロにお いて、公庫は漁船の建造・取得資金の融資にとどまら ず、漁船漁業の収益性向上に結びつく地域関係者の 共同取組(地域プロジェクト)のメンバーとして参画す るなど積極的に関与していきます。

●担い手漁業者への金融支援の実施

厳しい経営環境が続いていますが、融資だけでな く、経営相談、融資条件の変更等を通じた漁業経営 体の金融支援を実施していきます。

「食品産業」分野における ズに即した資金提供

食品の安全性を確保するための投資に伴う経営上のリスク や、国内原料の供給産地・農産物等が生産条件に左右されや すい等のリスクを抱える食品製造・流通分野において、食品 の安全・安心など国民ニーズに対応するため、民間金融の補 完に資する観点から適切に資金提供を行っていきます。



18年度の取組結果と評価

食品産業分野における金融支援

業績評価指標

金融支援とこれによる安全・安心な食品の安定供給、農と食の連携、流通シ ステム整備を支援

4.0点

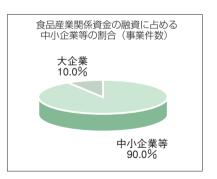
評価

以上の取組を通じ、食品産業関係資金の融資実績は555億円(対前年比91%)となりました。

融資状況(食品産業)









ご利用事例

「農」と「食」の連携を支援し原料産地の農業振興に貢献

鳥インフルエンザの発生等により、安定的な販売 先の確保を経営課題としている鶏卵販売業者の卵加 工品製造工場の新設事業に対して、鶏卵の利用量

アップを条件に金融面で支援しました。 地元産鶏卵の安定的な需要先の確保につながり、 地域の農業振興に大きく貢献しています。

公庫資金利用(5億円、15年償還) 協調融資(銀行3億円、7年償還) 民間と協調した政策融資が基本

採卵鶏農家

地場農産物の生産振興

・契約取引による経営安定化



提携事業実施

工場新設

原料鶏卵 2,360 t→3,000 t (27%增) 原料利用量UPが公庫資金の融資条件

出荷用コンテナの無償貸与 経営に関する指導 良質飼料の供給

鶏卵販売業者

卵加工品工場の新設

- ・生産能力のアップ
- 品質管理体制の強化



食品産業の特性と公庫が果たす役割

- ●国内で生産される農畜水産物の半分以 上が食品産業向けです。
- ●食品産業は原料を地元で調達する地場 産業であり、地域の農畜水産物と密接 に結びついているのが特徴です。
- ●公庫はこれらの食品産業に対し国産農 畜水産物の利用増加を図るものや、食 品の安全性向上への取組など政策効果 の高い事業に限定し融資しています。

総製造品出荷額に占める食品製造業の割合 …平成16年工業統計表 産業編 食品製造業は食料品製造業と飲料・ たばこ・飼料製造業の合算 総生産額に占める農林水産業の割合 …平成18年版県民経済計算年報

●地域経済・農林水産業に与える影響が大きい食品地場産業

都道府県の総出荷額等に占める食品製造業及び農林水産業の割合



19年度の課題・今後の取組

●農食連携事業の重点支援

地域農林漁業と関連の深い地域特産物加工販売 会社等に対して、農林漁業の担い手に対する支援

活動と一体となって、生産から加工販売に至る トータルな支援を実施するなど、きめ細かな金融 支援を引き続き行います。

お客さまのニーズにマッチした情報 提供などの「提案型の融資活動」推進

個々のお客さまのニーズ・課題にマッチした「資金調 達方法 | 、「経営改善のアドバイス | 、「ビジネスマッチ ング |、「専門家の紹介 | など様々な提案により担い手 等を支援していきます。

総合評価 B (3.7点) \star \star \star 「経営モデル|等の提供など1,597先に対し「提案型の融資活動| を実施。また、農業経営アドバイザー創設2年目となり「ブラン」 化」や「税務」などお客さまのニーズに合致した提案を実施。

18年度の取組結果と評価

業績評価指標

提案型の融資活動

経営支援のためのサービスの提供、提案型の融資活動によるサービス内容 の充実

■農業経営アドバイザー活動実績 融資先の経営改善支援、農業経営アドバイザーの活動状況



評価

3.0点

提案型の融資活動

農業の担い手の経営発展を支援するため、「経営モ デル! (国の目指す経営展望、資本装備等)、「経営改 善の目安 | (経営指標の全国平均値等)、「融資事例 | (成功事例、失敗事例) などの経営発展に役立つ情報 提供や、ビジネスマッチング、専門家の紹介など様々な 提案を実施しています。

提案事例

- I) 法人設立に際し、法人形態の選択について農地法 や諸法令を踏まえアドバイス
- Ⅱ)農場新設用地を探している養豚業者に対し、公庫 支店間で連携し事業候補地を紹介
- Ⅲ) ねぎ生産者が加工部門に進出するため、経営管理 手法をアドバイス



民間企業等との連携によるサービスの高度化

農林水産物の販売支援・輸出促進、農業分野の人材 育成と確保、農業生産体制の強化などを目的として民 間企業等8先と業務協力協定を締結したほか、更なる 顧客サポート体制の充実のために業務協力先とともに NPO法人日本プロ農業総合支援機構 (I-PAO) の設立 を支援しました。



農業経営アドバイザーの活動

「農業の特殊性を理解している税務、労務、マーケティ ングなどの専門家のアドバイスが欲しい といった多く の農業経営者から公庫に寄せられる要望に応え、平成 17年度に農業経営アドバイザー制度を創設しました。こ れまで5回の試験を開催し、計157名の農業経営アドバ イザーが誕生しています。

公庫職員以外の農業経営アドバイザー (平成19年8月末現在)

業務協力金融機関 (系統金融機関・銀行・信金・ファイナンス会社)

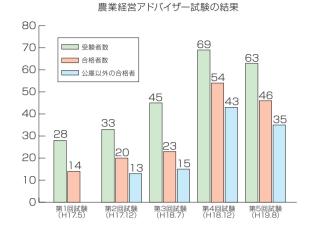
37名

税理士・中小企業診断士

60名

普及指導員ほか

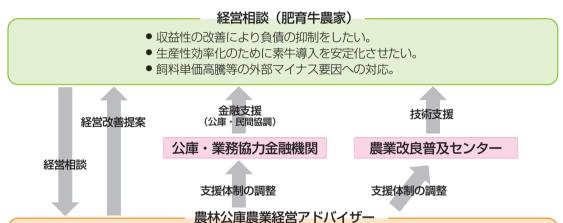
9名



農業経営アドバイザーの活動

I) 経営改善のアドバイス

肥育牛農家からの経営相談に財務分析と今 後の改善策を提案し、改善の具体化に向けて 農業経営アドバイザーが中心となって支援体制を 整備しました。



- 素牛導入の安定化等によるコスト削減策の提案。
- 収益性改善に向けての経営改善シナリオの策定、提案。
- 改善に必要な資金調達の提案(公庫と業務協力民間金融機関が協調)。

Ⅱ) 税務相談

- ・養豚法人経営の事業承継に関する相談に対し、 税理士と連携し、個別具体的な手法・留意点を 情報提供。
- ・事業拡大に伴い、従業員の効率的な労務管理に 関する相談に対し、社会保険労務士と連携し雇 用契約の概要や取組方法について情報提供。

19年度の課題・今後の取組

●特定経営支援事業への取組

リスクは大きいが政策性の高いプロジェクト案件な どは、本店の農業経営アドバイザーが中心となって方 針決定から事業進捗・実現に向けた課題解決に取り 組みます。

●提案型融資活動の推進

平成18年度に引き続き公庫職員の農業経営アドバ イザーの増員を図り、支店への配置を行います。また、 「経営改善提案活動 | をより充実するため、これまで の農業経営アドバイザーによる提案事例などノウハウ を蓄積・活用できる態勢を整備します。

●外部ネットワークとの連携強化

平成18年度までに公庫が新たに構築した外部ネット ワーク (J-PAO、業務協力民間企業、外部の農業経営 アドバイザー、アグリビジネス投資育成株式会社など) の持つ「民の知恵・ノウハウ・情報網」を活用し、提案 内容の高度化に取り組みます。

農林漁業分野の不振経営体の事業再生への支援

【農業分野】 農地や施設等の優良な経営資源が有効に活用されるよう、経営再生可能な農業者を DIP 資金※の融資など民間金融機関と協調した金融支援をしていきます。 【林業分野】 林業者に対して、施業方式の転換に必要な融資など民間金融機関と協調した金融支援をしていきます。

【漁業分野】 担い手となるべき中小漁業者に対して、既往債務の償還を円滑に進めながら代船投資を進められるよう、民間金融機関と協調した金融支援に取り組みます。

18年度の取組結果と評価

業績評価指標

評価

事業再生支援事業再生への支援、雇用喪失の防止、耕作の維持

★★★★★ 3.7点

具体的な支援事例

- I) 不良債権を抱えた畜産企業グループの実態調査と 事業の評価を実施し、再生支援スキームを取りまと めました。公庫の調査報告書をベースに経営改善計 画が策定され、取引金融機関の金融支援が実現しま した。これにより事業が再生され、数100名の雇用 が守られました。
- II) 県内トップのスギ製材業者の再生支援のために、地域再生ファンドが主導する私的整理ガイドラインに沿った再生計画に基づき、債務免除と残債権のファンドへの譲渡を実施しました。これにより、事業が再生され、数10名の雇用が守られました。また、
- 地域における木材取扱高の約40%を占める事業が維持されたことで、林業者、原木市場等からなる地域 経済が守られました。
- Ⅲ) 遠洋底引網漁業等を営む漁業会社が、会社分割により収益事業を受皿会社に承継し、自社は法的清算をするという再生計画に基づき、実質的な債務免除を実施しました。当社グループの水揚げは地元の約1割を占めており、事業が維持されたことで、主要漁業基地としての地域経済と約100名の雇用が守られました。



※DIP資金とは、民事再生法に基づく再生計画または私的整理ガイドラインに沿った私的整理を行うのに必要な再生計画中の運転資金等の融資をいいます。

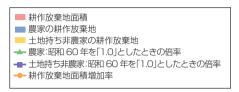
埼玉県や滋賀県の面積に匹敵する耕作放棄地

耕作放棄地は年々増加し、昭和60年から平成17年の 20年間で約3倍の38万ヘクタールに増加しています。

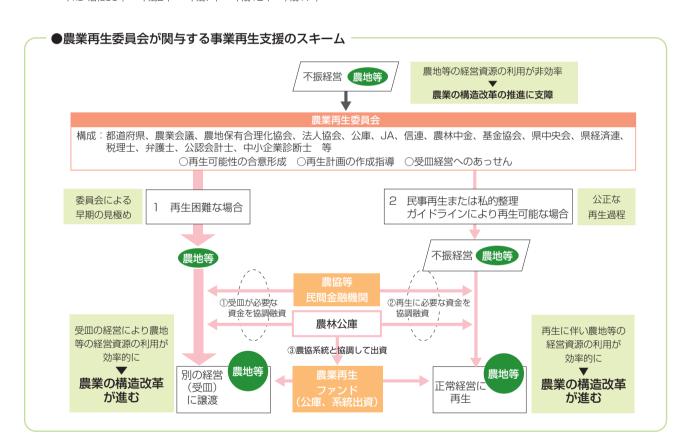
これは、東京都の1.8倍、埼玉県や滋賀県の面積に匹

耕作放棄地面積の推移 450 400 3.5 350 3 300 2.5 250 2 200 1.5 150 100 0.5 50 0 倍 千ha 昭和60年 平成2年 平成7年 平成12年 平成17年

敵し、経営耕地面積の9.7%にまで達しています。 特に、土地持ち非農家による増加が著しく、20年間 で約4倍の16万2千ヘクタールに増えています。



資料:農林業センサス



19年度の課題・今後の取組

●事業再生支援

経営資源の円滑な承継、雇用の確保、地域経済 の活性化等政策的に意義の高い事業を中心に、経 営改善計画の策定や金融支援などの再生支援に取 り組みます。

●特定事業再生支援

経営不振の大口貸付先等は「特定事業再生案

件」として指定しプロジェクトチームで事業再生 支援に取り組み、優良な経営資源の確保とリスク 管理債権の削減を図ります。

●農林漁業分野の再生スキーム制度の活用

農業再生委員会、中小漁業経営支援協議会、漁船 漁業改革推進集中プロジェクトおよび森林保全支援 協議会を活用した事業再生支援に取り組みます。

経営マインドを持った 農林漁業者育成の支援

農林水産物の生産から食品製造・販売までの融資を通じて培ったノウハ ウを活かし、異業種交流会や日本を代表するような企業経営者の講演会 (トップセミナー) などを開催していきます。

また、ビジネスマッチングの取組を強化し、農林漁業者による消費者、流 诵·食品企業の二一ズを踏まえた生産・販売体制の整備をお手伝いします。

総、合、評、価 B (3.3点) * * 1 ニーズを踏まえた交流会の開催やマッチングサービスにより、顧客満足度が 高い経営発展支援を実施。

18年度の取組結果と評価

業績評価指標

融資先の交流支援活動 交流会の参加者数、参加者の満足度

ビジネスマッチング支援活動 希望登録者数、仲介件数、満足度

●企業経営研修の開催 トップセミナーの参加者数、企業派遣研修の参加者数、満足度

評価 $\star\star\star\star\star$ 3.7点 3.7点 2.5点

融資先の交流支援活動

業種を越えた情報交換や取引先の開拓など、お客 さまの経営発展の支援の一環として、各種交流会を 開催しました。

(開催実績)

ブロック交流会全国6ヵ所、支店交流会81回

ブロック交流会(18年度)

			講演者	テーマ
北海	事道	中村淳一	札幌酒精工業(株)取締役業務部長	経営紹介
東	北	川田茂雄	クレーム処理研究会主宰	クレーム対策と危機管理
関	東	伊藤元重	東京大学大学院経済学研究科教授	食料・農業の新たなチャンスを求めて
東	海	田温敏害	(株) 富士通総研経済研究所主任研究員	農・食・医産業の統合イノベーション
未	四	山足吸思	(体) 由土地心则性对则九州土任则九兵	- 日本のビジネスモデル提案 -
関	西	寺田寿男	アートコーポレーション(株)代表取締役会長	知識より大事なもの…それは知恵と意志と行動力
九	州	諸岡和彦	元アサヒ飲料(株)常務取締役	明日の繁栄のために〜新しい時代を拓く発想の転換



ビジネスマッチング支援活動

全国規模の商談会「アグリフードEXPO2006」を はじめ、各種交流会や業務協力機関と共同で開催し た商談会等において、農林漁業者および食品産業事 業者の方の商談機会の場を提供するなど、販路拡 大、経営発展の支援を行いました。

「アグリフードEXPO2006」(平成18年8月) 国産農産物にこだわり、「農」と「食」の連携 を促進し、農業経営者等の販路拡大を支援するた め、東京ビッグサイトで展示商談会を開催しまし た。

′出展者数:293先(共同出展含む)

来場者数:4,941名





企業経営研修の開催

I) トップセミナー

経営マインドある農業経営者の育成とその活動を 支援するため、上場企業の経営者等を講師に招き、 トップセミナー(講演会)を開催しました。

トップセミナー(18年度)

第5回 小川賢太郎 ((株)ゼンショー代表取締役社長) テーマ: 「外食産業と農業産業-どう考えるべきか?-」

第6回 岩崎高治

((株) ライフコーポレーション代表取締役社長兼COO) テーマ:「企業経営の視点からみた日本の農業展望」

第7回

コーディネーター

中村靖彦 (東京農業大学客員教授)

パネラー

勝野美江 (農林水産省消費者情報官補佐)

(シダックス(株)代表取締役社長) 志太勤一 広野正則 ((有) 広野牧場 代表取締役社長)

松岡義博 ((有)コッコファーム代表取締役社長) 松村文子 ((有)食養の杜とやま代表取締役社長)

テーマ:「食育からみた日本農業展開方向」

Ⅱ) 企業派遣研修

農業者のニーズに応え、担い手農業者の後継者な どを対象に食品・外食産業への派遣研修の仲介をし ました(計8名)。



(敬称略)

19年度の課題・今後の取組

●大規模展示商談会「アグリフードEXPO2007」 の開催

平成18年度に引き続き、東京で8月28・29日に開 催するとともに、平成19年度は大阪での開催も予 定しています。

●ビジネスマッチング

お客さまの農林水産物の販路拡大支援のため のマッチングサービスをより実効性のあるシステム に見直します。

また、お客さまの経営資源(農地、人材、後継者 への経営委譲や相続対応など)のマッチング支援 にも本格的に取り組みます。

民間金融機関の参入支援

系統金融機関との連携強化、 地銀・信金等との業務協力の推進

業界動向やリスク評価等に関する情報提供および人材交流を 通じ、民間金融機関が自らリスクを取りつつ積極的に農業等の 融資に参入できる環境を整備していきます。



18年度の取組結果と評価

評価 業績評価指標

業務協力の締結 協調融資先数、業務協力金融機関との連携・協調

業務協力の推進活動 シンポジウム、人材交流参加機関数

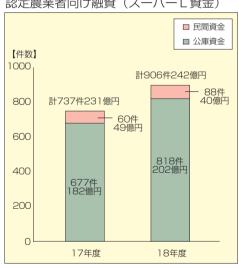
2.0点 $\star\star\star\star\star$ $\star\star\star\star$ 4.0点

業務協力の実績

担い手に対する業務協力金融機関の協調融資件数 は1.5倍に。また食品産業向け融資は、民間資金への

シフトが進み、業務協力金融機関との協調割合が 45%から54%にアップしました。

認定農業者向け融資(スーパーL資金)



食品産業向け融資



●業務協力金融機関による農業融資への取組体制等



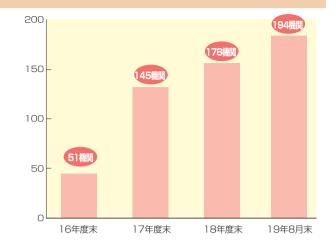
●業務協力金融機関との活動実績

活動内容(のべ回数)	16年度	17年度	18年度
合同での営業活動・情報交換等	545	1,065	1,399
情報交換・進行管理等本部との定例協議会	64	213	369
営業店幹部や職員を対象とした研修・勉強会	57	231	351

業務協力の締結

平成16年4月の鹿児島銀行を皮切りに、民間金融 機関と業務協力に関する覚書を締結し、農林漁業金 融への参入を支援する取組を行っています。

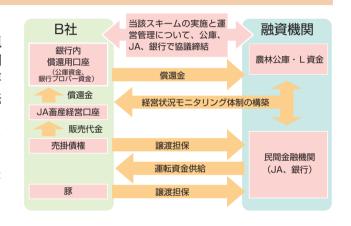
業務協力金融機関(平成19年8月末現在)	
農林中央金庫	1
信用農業協同組合連合会	37
銀行	82
信用金庫	63
信用組合	4
ファイナンス会社	7
合計	194



ご利用事例

ABL手法を活用した協調融資について

養豚一貫経営を営むB社は、作業効率化および規 模拡大のため投資を実施。豚舎等の設備資金は民間 金融機関と公庫で対応し、設備資金に合わせて必要 となる運転資金については、民間金融機関が豚や売 掛債権などを担保に融資するABLで対応しました。 これは、民間金融機関が対応しづらい超長期資金を 公庫が提供し、運転資金のABLを合わせた全体ス キームを、政策金融機関としてコーディネートした ことにより実現したものです。



シンポジウムの開催

民間金融機関等の農業金融への取組を支援するた め、業務協力金融機関の職員を対象にシンポジウム を開催しました。また、農業関係の基礎知識や最近 の動向、農業法人に対する審査手法などについて 「農業融資研修」を開催しました。

シンポジウム参加者

第1回(平成17年8月) 37機関46名 第2回 (平成18年8月) 58機関71名



19年度の課題・今後の取組

●業務協力の更なる推進

合同での営業活動・情報交換や勉強会などを通 じて業務協力金融機関による農業融資への取組 を支援するとともに、商談会の共同開催、マッチン グサービス等、多様化するニーズに対応していきま す。

●認定農業者向け新たな協調融資の取組

業務協力金融機関のプロパー「農業向け専用商 品」に「スーパーL資金の無担保・無保証人によるク イック融資制度 | をセットにして認定農業者向けの

協調融資を行う新たな取組を構築 (平成19年4月) 。 この取組により、認定農業者の小口の資金需要に 対し、民間金融機関と協調して、スコアリング手法に よる迅速な融資を可能にします。

●新たな人材交流開始

平成19年度から、業務協力先の2銀行と新たに 人材交流を開始しました。人材交流により、連携を 更に深め、民間金融機関の農林漁業金融への参 入が促進されるよう取り組んでいきます。

民間金融機関の参入支援

民間金融機関が積極的に農林漁業分野に 参入できるよう融資ノウハウの提供

<業界レポート等の情報発信>業務協力金融機関に対し、金融機 関の目線で農業融資に役立つ業界レポート等を提供しています。 <農業信用リスクデータベース(CRD)>リスクデータの共有化 とそれを活用して構築するスコアリングモデルの提供を行うた め、農業信用リスクデータベースの具体的な内容を検討していき ます。



18年度の取組結果と評価

施策

評価 業績評価指標

●業界レポートの発行 レポートの充実度と満足度

3.0点 $\star\star\star\star\star$

スコアリングサービスの提供 農業版スコアリングサービスの開発

 $\star\star\star\star\star$ 3.0点

業界レポートの発行

農林漁業29業種、食品産業20業種について、業界 動向、経営動向、業界概要等をとりまとめた「業種 別便覧」を業務協力金融機関へ提供し、民間金融機 関の農林漁業金融への参入を支援しています。

分 類	業 種
農業(12種)	稲作、畑作、野菜、果樹、花き、茶、きのこ、酪農、肉用牛、養豚、採卵鶏、ブロイラー
林業(5種)	育林業、一般製材業、プレカット材製造業、集成材製造業、木材流通業
漁業(12種)	遠洋まぐろ漁業、遠洋かつお漁業、大中型まき網漁業、近海かつお・まぐろ漁業、沖合 底びき網漁業、いか釣漁業、さけ・ます流し網漁業、さんま棒受け網漁業、遠洋底びき 網漁業、ブリ類養殖業、タイ養殖業、ウナギ養殖業
食品産業(20種)	食肉加工業、牛乳・乳製品製造業、漬物製造業、味噌製造業、醤油製造業、製粉業、パン製造業、冷凍食品製造業、弁当・惣菜業、清酒製造業、飼料製造業、スーパーマーケット、地域生協、コンビニエンスストア、水産練製品製造業、米穀卸売業、菓子製造業、製麺業、清涼飲料製造業、卸売市場

⇒ 平成18年度は最新のデータに更新し、特に農業 施策の説明を充実させるとともに、利便性を向上 させるためデジタル化しました。この結果、レ ポートを提供した93の業務協力金融機関にレポー トの満足度についてアンケートを実施したとこ ろ、88%の先から「満足」との回答をいただきま した。



スコアリングサービスの提供

民間金融機関が農業融資に積極的に参入できる環境整備のため、公庫が開発したスコアリングモデルを用いて、個別の農業経営体の信用力の評価結果を

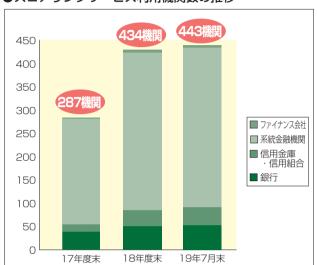
インターネットを通じてお示しする「農業版スコアリングサービス」を提供しています。

サービスご利用の金融機関数 (平成19年7月末現在)

・銀行54、信用金庫35、信用組合3、系統金融機関347、ファイナンス会社4

| 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975 | 1975

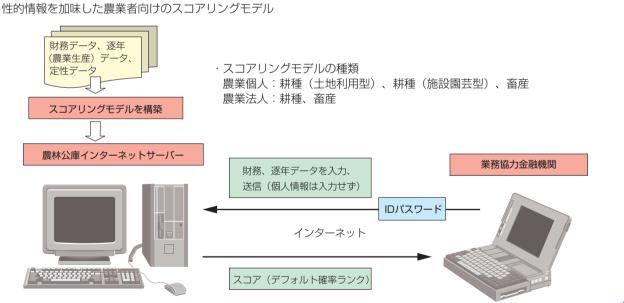
●スコアリングサービス利用機関数の推移



スコアリングサービス利用画面

●本サービスの特徴

農業経営の特性を考慮し、財務データだけではなく、業種別(営農類型別)の特性や農業者の生産規模・生産量・定性的情報を加味した農業者向けのスコアリングモデル



19年度の課題・今後の取組

●新たな調査レポートの発行

「業種別便覧」のデータ更新、内容充実に引き続き取り組むとともに、新たに農林漁業融資の営業・審査に役立つ調査レポートを業務協力金融機関向けに発行します。

●スコアリングサービスの提供 信用格付・資産査定の的確な実施により、農業 版スコアリングモデルの精度向上を図ります。 また、業務協力を進展する上でのツールとして 利用を推進していくとともに、農協をはじめと した系統金融機関への利用を働きかけていくほ か、税理士・中小企業診断士などの外部農業経 営アドバイザーへと提供範囲を拡大していきま す。

施策

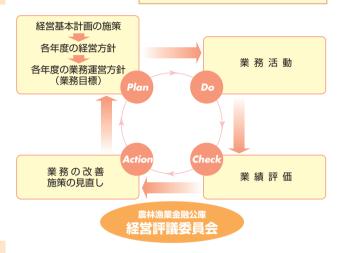
経営基本計画実現のための PDCAサイクルによる経営マネジメント

PDCAサイクルを実践することにより、経営基本計画を着実 に実現します。

総合評価 評価対象外項目

経営基本計画 (Plan) に基づく活動 (Do) の結果を 把握 (Check) し、業務にフィードバック (Action) して います。

(業績評価制度については13ページ参照)



組織

自己改革の実現●組織態勢整備

経営基本計画を効率的に 実行するための組織態勢整備

経営基本計画を実行するため、機能性・効率性を高める組織 態勢の整備を進めていきます。

合評価 評価対象外項目

お客さまの利便性を確保し支援活動を強化するた め、関係機関の協力の下、27道県34ヵ所に、相談窓 口を設置しています。



経営基本計画をリード 人材育成

お客さまのニーズへの対応力の強化など、今後の変革・業務 展開に必要な人材を確保・育成するため、人材育成に関する基 本的な方針を定め、職員の能力開発を通じた組織の総合力の強 化に取り組みます。

B (2.0点)

お客さまの経営上の様々な相談や悩 みに応えることのできる人材の育成

18年度の取組結果と評価

業績評価指標

評価

新たな人材の育成者数

農業経営アドバイザー数、事業再生スペシャリスト数

2.0点 ****

農業経営アドバイザーの育成

農業経営者に対する経営改善支援に必要なノウハウを有する人材育 成を通じ、農業経営の発展に寄与することを目的として、平成17年度に 「農業経営アドバイザー」制度を創設しました。公庫職員向けに研修を 実施するなど農業経営アドバイザー育成に努めたほか、業務協力金融機 関を中心に門戸を開いた結果、公庫職員51名、税理士・業務協力金融機 関の職員等106名が合格しています。また、農業経営アドバイザーを対 象としたミーティングを開催し、レベルアップに取り組んでいます。

(農業経営アドバイザーについては26ページ参照)

農業経営アドバイザー審査会 委員一覧(敬称略)

○今村 奈良臣(東京大学名誉教授)

立花 宏 (社団法人 日本経済団体連合会 専務理事) 中園 良行 (全国農業会議所 事務局長代理 総務部長) (森税務会計事務所 税理士·行政書士) 森

○印は会長



事業再生スペシャリストの育成

民間検定の事業再生アドバイザー試験に46名が合格しています。合 格者の中から選抜してスペシャリスト研修を実施し、公庫の事業再生業 務における人材育成に取り組んでいます。

(平成19年8月現在)

19年度の課題・今後の取組

- ●農業経営アドバイザーの育成・確保 引き続きレベルアップのためのミーティング開催、 アドバイザーの育成などに取り組みます。
- ●事業再生スペシャリストの育成 引き続き研修の実施、事業再生関連の民間資格 取得の推奨などに取り組みます。

至手法の高度化による効率的な 査や新たな融資手法の開発

審査マニュアル、信用格付、業種別経営指標、業界分 析等を活用した審査手法の高度化により、適正かつ効率 的な審査を行います。

また、お客さまの様々なニーズに対応すべく新たな審 査・融資手法の開発を行います。



18年度の取組結果と評価

業績評価指標

評価

審査業務の再構築

借入手続の日数短縮、新しい融資手法の開発

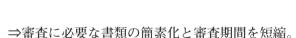
 $\star\star\star\star\star$ 3.0点

融資審査を大幅に効率化

お客さまに融資可否の判断を迅速にお答えするた めの審査手法を導入しました。

- ●具体的には、比較的小口(10百万円以下)の農業 融資について、
 - ① 「農業版スコアリングモデル」を活用した信用格付が 一定以上の水準であること
 - ②生産技術が一定以上の水準であること
 - ③融資希望額を含めた借入金を10年(特例15年)以内に 返済できる財源を実績ベースで確保していること

このような要件を満たした場合に、融資条件も 定型化(一定期間内の償還期間、担保・保証の限 定) した形でご融資します。





19年度の課題・今後の取組

- ■「農業版スコアリングモデル」を活用した定型審査の拡大 「農業版スコアリングモデル」を活用した定型審査 について、対象資金の追加、融資限度額の引き上げ や手続の簡素化を進め、更なる審査の効率化を図り ます。
- ●農林公庫型ABLの高度化

動産等を担保とする融資 (ABL) について、事務処 理マニュアルを作成し、不動産担保や保証人に依存 しない融資手法の強化の一環として、農林公庫型の ABLの高度化に取り組みます。



真に役立つ情報発信のための国内外の情報の 収集・分析・発信能力の向上

専門性の高い情報(調査結果)を収集・蓄積し、お客さまや 民間金融機関、国民の皆さま等に役に立つ情報の発信を行って いきます。



18年度の取組結果と評価

業績評価指標

評価

調査活動

実施調査の利用度、注目度



専門性の高い情報発信

●農業経営動向分析

スーパーL資金をご利用いただいている全国の担い手農業 者の決算動向を取りまとめました。

●農業景況調査

スーパーL資金をご利用いただいている全国の担い手農業 者に対して、毎年近況を調査し、農業における景況等の分析 を行っています。

●食品産業動向調査

全国約7.200社の食品関係企業にご協力をいただき、年2 回経営の実績と見通しをお聞きして、その結果を動向指数 (DI) などとして取りまとめています。平成18年度は特別 調査として「雇用情勢及び2007年問題に関する調査 | 「輸 入農水産物の調達に関する調査 | を併せて実施しました。

●消費者動向調査

全国の消費者の方々にご協力をいただき、食品に関する消 費者の意識や購買行動に関するアンケート調査を年2回実施 しています。平成18年度は「仕事・育児が食の外部化など に及ぼす影響について」「国産食品と輸入食品に関する意識 と実態について」をテーマに実施しました。

●農業経営体の設備投資予測

公的な統計資料をベースに、公庫が持つデータ(融資先の 決算情報、投資意向アンケート結果など)や農業部門別の構 造分析結果を用いて、農業部門別に設備投資額の実績推計お よび将来予測を行いました。





19年度の課題・今後の取組

●公庫の専門性を活かして経営体育成を支援する情 報の発信に努めます。

業界動向や消費者動向など担い手の生産活動の 高度化に寄与できる情報、円滑な事業継承のため のガイドなど経営者が経営の高度化に生かせる情 報、都市と農村交流、事業再生、循環型地域社会 等の取組事例など地域活性化に取り組もうとして いる地域向けの情報などを発信していきます。

お客さまの経営状況に応じた 予防的観点からの経営改善支

お客さまの経営状況に応じた顧客管理の基本方針を策定し、 **顧客管理マニュアルのとりまとめや、失敗事**例の検証結果を融 <mark>資業務へフィードバックするなど顧客管理</mark>業務の再構築を図 り、予防的観点からの経営支援を充実させていきます。



18年度の取組結果と評価

業績評価指標

評価

顧客管理業務の再構築

リスク管理債権削減

**** 2.0点

⇒リスク管理債権等の状況(平成18年度末)については、82ページ参照

濃密な支援の実施

- ・信用格付および資産査定について四半期毎に実施するなど 精緻化に取り組むとともに、その結果を踏まえ融資先の支 援活動に取り組みました。
- ・プロジェクトチームでの対応を含め、経営のフォローが必 要な先の支援に努め、融資先の債務者区分がランクアップ されるような顧客支援活動を行いました。



19年度の課題・今後の取組

- ●融資先に対する支援管理活動状況を把握するシス テム(顧客支援管理システム)を活用し、引き続 き融資先の経常的な業況把握を通じて経営実態の 把握、経営フォローを強化し、延滞等の発生を未 然に防止します。また、延滞等が発生した先は、 経営再建を早期に講じることにより、リスク管理 債権の削減に取り組みます。
- ●引き続き融資先のランクアップによるリスク管理 債権の削減に取り組みます。特に大口与信先等の 要管理先および破綻懸念先を中心にランクアップ が可能かどうかを見極め、可能と見込まれる先に 対しては、経営改善計画の策定等を支援していき ます。



よくわかりやすく情報発信していくための 広報活動の再構築

ディスクロージャー誌や情報誌、ホームページなど、よりわ かりやすくご利用いただくための情報発信ツールの整理・見直 し等広報活動の再構築を行います。



18年度の取組結果と評価

業績評価指標

- 情報誌の発行 発行実績、読者の注目度
- ▶ホームページの利用拡大 ホームページのアクセス数
- プレスリリースの強化 プレスリリースの注目度

評価 **** 5.0点 1.0点 $\star\star\star\star$ 5.0点

広報誌、情報誌の見直し

情報の発受信を高めるため、広報誌を、タイムリーな特集テーマ を取り上げる「公庫月報AFCフォーラム」として平成18年4月に全 面的にリニューアルし読者の注目度が上がっています。

また、お客さま向けの情報誌「アグリ・フード・サポート」の内 容充実に努め発行部数を増加しています。

ホームページの充実

タイムリーかつ分かりやすく情報の提供を行いました。また、農 業者向けのコーナーの新設や各種調査情報の掲載などを通じて情報 充実に努めました。

ディスクロージャーの推進

企画的なプレスリリースを通じたパブリシティの強化に努めまし た。平成18年度は、民間金融機関との協調融資や動産担保を活用し た融資など特徴的な融資事例のほか、アグリフードEXPOや農業経 営アドバイザー活動などのプレスリリースを行いました。



▲公庫月報AFCフォーラム



▲農林漁業金融公庫ホームページ



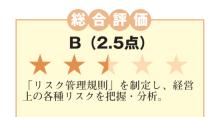
▲アグリ・フード・サポート

19年度の課題・今後の取組

- ●公庫月報「AFCフォーラム」、情報誌「アグリ・ フード・サポート | は適時適切な特集テーマを企 画し、内容の質的向上を目指します。
- ●公庫ホームページの全面リニューアルを通じて、 お客さま向け掲載コンテンツの充実を図ります。
- ●積極的・効果的なプレスリリースに引き続き取り 組み、パブリシティの強化に努めます。

統合的なリスク管理など業務運営の 健全性確保のための内部統制機能の充実

コンプライアンスの徹底、統合的なリスク管理や内部検査機 能の充実により、業務運営の健全性確保に努めます。

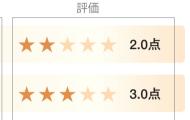


18年度の取組結果と評価

業績評価指標

コンプライアンス コンプライアンス・プログラムを制定し、態勢を整備

統合的なリスク管理 信用リスク、金利リスク等の統合的なリスク管理への取組



コンプライアンスの取組

コンプライアンス・プログラムを制定し、コンプライアンス担 当者会議の開催や職場内研修等コンプライアンス態勢の整備に取 り組みました。

統合的なリスク管理

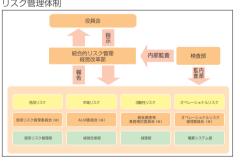
自己責任に基づく経営の健全性を維持し、政策金融機関とし ての社会的責任を果たすため、「リスク管理規則」を規定し、 経営上の各種リスクについて所管する部署を明確にした上で、 業務運営全般に関するさまざまなリスクの把握・分析に努めて います。

- ○信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル リスク(事務リスク、システムリスク)それぞれの管理方針 を策定し、経営改革部(18年度までは総務部)において各 種リスクの統合的な管理を行い、役員会に報告する態勢を整 備しています。
- ○四半期毎にALM委員会を開催するなど決算分析の高度化を図 りました。



▲コンプライアンス・マニュアル





19年度の課題・今後の取組

●コンプライアンスへの取組 引き続きコンプライアンス・プログラムを制 定し、態勢の整備に取り組みます。

●統合的なリスク管理

各種リスク管理の取りまとめ部署を総務部か ら経営改革部に変更し、統合的なリスク管理と して引き続き各種リスクを管理することとし、 その管理状況は役員会に報告します。

民間金融機関とのネットワーク拡充など ITを活用した業務の効率化

経営課題に対し、より機動的、効率的に対応していくため、 IT技術を積極的に活用し、業務の効率化を図っていきます。

総合評価 B(2.0点) 公庫と受託金融機関間の I Tネットワークのセキュリティ機能拡充による 同ネットワークへの加入増加。

18年度の取組結果と評価

業績評価指標

評価

ネットワークの拡充

受託金融機関とのネットワークの拡充、IT を活用した情報提供

2.0点 ****

ネットワークの拡充

○「パートナーネット」の機能拡充

平成17年10月に受託金融機関と公庫の新しいネットワー ク「パートナーネット」が稼働したことにより情報のやりと りが | T化され、事務処理の効率化が進みました。平成18 年度は、セキュリティ面を強化するなどの機能拡充を図りま Uto.

○サービス向上のための I T活用

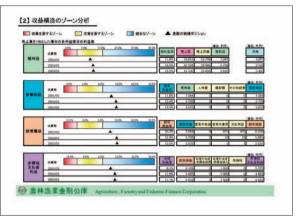
インターネットを活用したお客さまへの情報提供サービス を進めています。

・ビジネスマッチングサービス

インターネットを活用して農林漁業者および食品産業事 業者の方からご提供いただいた販売希望情報・購入希望情 報を結びつけるサービスを行っています。平成18年度 は、利用者用の掲示板機能を追加し、機能拡充を図りまし た。

財務診断サービス

ホームページ上において、どなたでもお気軽にご利用い ただけるコンピュータによる自動診断サービスを行ってお り、利用を推進しています。



財務診断サービス出力例

19年度の課題・今後の取組

●ネットワークの拡充

受託金融機関向けの研修会等を通じて「パート ナーネット」への加入を勧奨し、引き続きネット ワークの拡充に取り組みます。

●WEBを活用した情報提供の拡充

ホームページを全面リニューアルし、お客さま への情報提供やビジネスマッチングサービスの機 能強化を図ります。



企業倫理の確立に 向けた態勢の整備

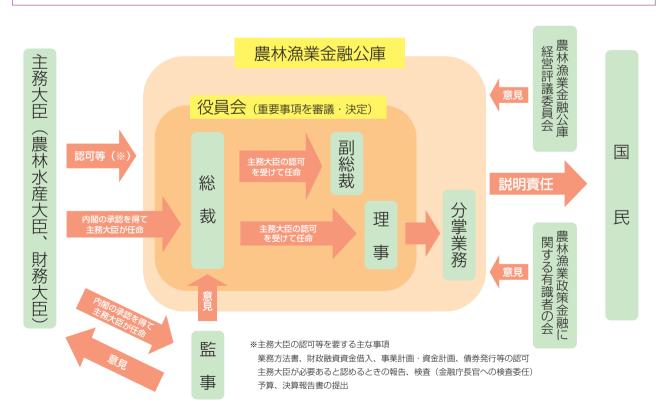
政策金融機関としての使命を果たすため、社会的責任を常に認識しながら、適切かつ健全な 業務運営を行うよう努めています。

業務運営の体制

公庫の業務は総裁が総理しますが、重要な問題につい ては、総裁、副総裁はじめ役員が役員会等において十分 に討議します。

業務の適切かつ能率的な運営が確保されているかどう かを監査するため、監事が常勤しています。監事は、農 林漁業金融公庫法により内閣の承認を得て主務大臣(農 林水産大臣及び財務大臣)が任命することになってお り、総裁から独立した権限が与えられています。さら に、監事を補佐する専属の職員を配置しています。監査 は、公庫の業務全般について行われ、監事は、監査の結 果について必要があると認めるときは、総裁または主務 大臣に意見を提出することが同法で認められています。 (公庫の機構については、93ページを参照)

業務運営体制



農林漁業金融公庫経営評議委員会

現在取組中の経営基本計画に即した経営改革を新組織移行までに着実に実行し、20年度以降新組織となっても、公庫の機能・役割が十全に発揮できるよう、外部の委員から大所高所のご意見を賜る場として、「農林漁業金融公庫経営評議委員会」を設置(※)しています。

〈委員〉(敬称略)(平成19年7月現在)

##田 敏子 全国消費者団体連絡会事務局長 澤浦 彰治 グリンリーフ株式会社代表取締役 清水 照子 農事組合法人三ツ和農産理事 生源寺眞一 東京大学大学院教授(座長) 瀬戸 雄三 アサヒビール株式会社相談役 松谷 明彦 政策研究大学院大学教授 同委員会から、公庫自らが行う業績評価に対し、客観的な幅広い観点からのご意見をいただいています。

※平成16年3月に設置した「農林漁業政策金融に関する改革会議」 をより広い視野からの助言をいただくべく平成18年8月に改組



農林漁業政策金融に関する有識者の会

政策金融改革への対応をはじめとした公庫の業務運営 について、公庫の独りよがりにならないよう、経済界や 学識経験者、農業者等から広い視野に立ったご意見を伺 う場として、「農林漁業政策金融に関する有識者の会」 を設置しています。 全国及び地方5ブロック(北海道、東北、東海・北陸、関西、九州)で開催しており、全国から、有識者の幅広い観点からの意見等を取り入れています。

《全国有識者の会委員》(敬称略)(平成18年11月現在)

伊藤 雅俊 味の素株式会社代表取締役専務執行役員

田中 茂治 伊藤忠商事株式会社代表取締役常務

高久田 博 日本電気株式会社監査役

小田切徳美 明治大学教授

合瀬 宏毅 日本放送協会解説委員 山崎 直昭 農林中央金庫専務理事

河原 雄図 株式会社常陽銀行代表取締役副頭取

伊東依久子 消費科学連合会副会長

谷口 威裕 有限会社谷口農場代表取締役

牧 秀宣 有限会社ジェイ・ウイングファーム代表取締役

佛田 利弘 株式会社ぶった農産社長

志澤 勝 有限会社ブライトピック代表

降矢セツ子 有限会社降矢農園取締役

田島信太郎 田島山業株式会社代表取締役

阿部 達男 八興漁業株式会社社長

(※)オブザーバー

小松 正之 水産総合研究センター理事



リスク管理への取組

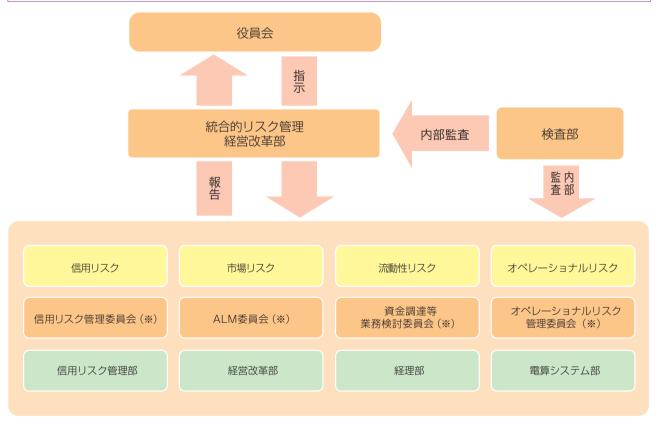
自己責任原則に基づく経営の健全性を維持し、政策金融機関としての社会的責任を果たすためには、公庫を取り巻く諸リスクに的確に対応することが重要です。公庫は「リスク管理規則」を規定し、経営上のリスクについて所管する部署を明確にした上で、業務運営全般に関するさまざまなリスクの把握・分析に努めています。

リスク管理の状況については、経営改革部が統合的な

管理を行い、役員会に定期的に報告する態勢を整備しています。

また、信用リスク、市場リスク等の個々のリスクについては、管理のための方針を個別に定めるとともに、信用リスク管理委員会等個々のリスクに応じた管理体制を整備し、リスク管理の実効性を確保しています。

リスク管理体制



※ 信用リスク管理委員会

資産の健全性の維持・向上のため、信用リスク管理の基盤である信用 格付及び資産査定の実施方法の検討等を通じ、信用リスクを適正に把 握・管理

※ ALM委員会 (Asset Liability Management: 資産・負債の総合 管理)

ALM管理プログラムの策定、ALM分析結果に基づくリスク極小化への対応策の検討等を通じた、市場リスクの適切な把握、政策金融機関としての資産・負債の特性を踏まえた市場リスク極小化のための最適な対応策の導出、予想される損失(補給金の必要額)の最小化等、資産と負債の総合的な管理

※ 資金調達等業務検討委員会

資金調達及び余裕金運用に係る流動性リスクの極小化への対応策の検討等を通じ、流動性リスクを適正に把握・管理

※ オペレーショナルリスク管理委員会

例規等への規定状況、システムとの整合性、リスクを軽減するための 措置の有無等の観点から事務リスク及びシステムリスクを適正に把握 ・管理

信用リスク

1 的確な与信管理

信用リスクとは、「融資先の財務状況の悪化等によって、資産の価値が減少または消失し、損失を被るリスク」をいいます。公庫にとっては、融資先に対する貸出債権が最大の資産であり、この価値の減少等が信用リスクの中核です。公庫では、「信用リスク管理方針」に基づいて、信用格付・資産査定等を実施し、的確な与信管理に努めています。

2 適正な審査と融資後のフォロー

公庫は、国の農林漁業政策に基づく長期の設備資金を 取り扱っています。したがって、融資の審査に当たって は、経営実績、施策の方向と事業内容との整合性、事業 の適法性、償還の確実性、業界動向等を分析し、厳正な 判断が求められます。具体的には、生産の現場で経営者 や関係機関の方々と話し合い、地域の生産条件や経営の 実態を把握し、経営者の意欲と能力、地域の支援態勢等 も考慮して審査を行っています。また、研修等を通じて 審査能力の強化にも取り組んでいます。

融資後は、融資先の経営状況を定期的に把握し、必要に応じて経営上のアドバイスを行うなど、的確な事後フォローに努めています。

3 信用格付・資産査定

公庫では、信用リスクを評価するため、融資先に関する定量的・定性的な要素に基づいて、信用格付・資産査定を定期的に行っています。公庫は、「銀行法」及び「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(金融再生法)」の適用はありませんが、これらに準拠した形で資産査定を実施し、その結果を開示しています。

市場リスク

市場リスクとは、一般的に「金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまな市場のリスク・ファクターが変動することで保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク」をいいます。公庫の業務は国内融資業務等に限定され、為替リスクを負っていないため、金利リスクの管理を市場リスク管理の主たる目的としています。

公庫の融資業務は、農林水産施策の必要性から償還期間が長期、金利は固定となっているなどの政策金融機関

としての特性を有しています。そこで、このような特性を踏まえたALM管理方針及び同方針に基き毎年度策定するALM管理プログラムにより、適切な資金の調達と運用の管理を行い、可能な範囲で市場リスクを極小化することとしています。

なお、金利リスクの把握に当たっては、マチュリティー・ラダー分析、デュレーション分析、EaR分析等の手法を活用しています。

流動性リスク

公庫は預金受入れを実施していないこと、資金調達は 政府からの長期借入、債券発行が中心であり、償還期 日・償還額が確定していること、融資は長期固定貸付で あり、償還期日・償還額がほぼ確定していること等から、資金収支に関する不安定要素は少ないものと考えております。

オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、公庫が行う業務に存在するリスクであって、事務リスク、システムリスクなどがあります。

1 事務リスク

事務リスクとは、「役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスク」をいいます。公庫では、すべての事務について内部規定、マニュアル等を整備し、事務の内容や決裁権限を明確化しています。また、事務処理における相互チェックの実施、コンピュータシステムによる段階ごとのチェック機能の設定等により、事務リスクの軽減に努めています。

2 システムリスク

システムリスクとは、「コンピュータシステムのダウンまたは誤作動など、システムの不備に伴い金融機関が 損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスク」をいいます。 これらのリスクを軽減するため、次のとおりシステム の安定稼働及び情報資産の安全確保に努めています。

- (1)顧客データへのアクセス制限やネットワーク 利用制限などの措置を講じています。
- (2) コンピュータウイルスやハッカーなどの脅威 からシステムを守るために、適切な電子的侵 入防止策を施しています。
- (3) センターコンピュータは二重化し、一組を遠隔地(バックアップセンター)に設置しています。同様にデータ及びソフトウエアも複製して遠隔地保管しており、災害などによる本店設置のセンターコンピュータシステムのダウンに備えています。

緊急事態

災害等の緊急事態に備えて「危機管理規則」を規定しており、役職員の行動の指針、緊急事態が発生した場合の指揮命令系統、業務継続のための体制等を明確にしています。この中で、平時において想定される緊急事態の予測及びその対応方策の策定並びに見直しを審議するための危機管理委員会、緊急事態の発生により本店または支店の被害が甚大であって相当な復旧対策や救援体制の

確立が必要となる場合の危機対応委員会について定めています。

また、危機管理規則の下に、危機管理規則の実効性を確保するための「危機管理要領」を規定するとともに、 具体的な行動手引書としての「危機管理マニュアル」を整備し全役職員に周知しており、緊急事態に対して的確かつ冷静に対処できるよう準備しています。

法令など遵守の態勢

公庫は、政策金融機関としての公的な使命の高さと社会的責任の重さを自覚して、役職員のコンプライアンス意識の徹底を図っています。役職員の一人一人が法令や公庫内部の規程のみならず社会的規範を遵守して、誠実な行動を心掛けることが公庫の使命を果たす上での根本であり、社会からの信頼を得ることにつながるものと考えています。

業務の適切かつ健全な運営を確保するため、コンプライアンスに関して以下のような態勢を整備しています。

- 1 コンプライアンス態勢全般に係る企画・運営に 関する事項を検討・審議するため、副総裁を 委員長としたコンプライアンス委員会を設置 しています。同委員会での検討・審議結果に ついては、役員会に報告されるほか、全役職 員に周知して、業務の的確な運営に役立てて います。
- 2 総務部をコンプライアンス統括部署とし、関係 部署と連携しながらコンプライアンス態勢の 充実を図っています。また、部室店にコンプ

- ライアンスの責任者及び担当者を配置し、各部室店における実務対応や統括部署への連絡など、コンプライアンス態勢の円滑な実践に取り組んでいます。
- 3 倫理憲章、役職員の行動規範、遵守すべき法令 等の解説などをコンプライアンス・マニュア ルとしてとりまとめ、社内LANの執務参考に 掲載し、毎年改訂のうえ全役職員に周知して います。また、コンプライアンスに関する質 問と回答の事例やコンプライアンス委員会で 審議された事例についても社内LANの執務参 考に掲載し、コンプライアンスの問題意識を 全役職員が共有することにより不適切な事務 処理等の再発防止に努めています。
- 4 全職員が、コンプライアンスの面から注意すべき事項について、毎年1回、チェックリストに基づき点検を行い、その結果をコンプライアンス統括部署がとりまとめ、コンプライアンス態勢運営上の課題を把握し、業務の改善に取り組んでいます。

内部監查

業務の健全性を維持し、政策金融機関としての社会的 責任を果たしていくため、公庫が自ら業務を検査し、問 題事項があれば迅速に改善していくことが、自己責任原 則の面から重要です。

公庫では、検査部を設置して、本・支店のすべての部署を対象に、各部署における内部管理態勢の適切性・有効性、業務処理の適切性、資産査定の妥当性、法令や公庫内部規程等の遵守状況などを検証し、必要に応じて業

務改善の提言を行っています。

また、支店は、融資事務を直接取り扱っていることから、事務リスクについて特に留意しており、支店が自ら行う自店検査の内容・頻度を平成15年度から充実し、事務リスクの適切な管理に努めています。

なお、公庫業務の委託先の金融機関に対しては、融資制度の適正な運用を確保するため、検査部及び支店が委託業務に関する監査を行っています。

個人情報の保護

公庫は、お客さまの事業等に関する大切な情報を取扱 う政策金融機関として、「独立行政法人等の保有する個 人情報の保護に関する法律」等に基づき、個人情報の適 切な保護と利用に努めるとともに、公庫における個人情 報保護の管理体制及びその取組について、継続的な改善 に努めます。

プライバシーポリシー

個人情報の適切な保護と利用に関する取組方針及び個 人情報の取扱いに関する考えとして、「プライバシーポ リシー」を制定し、公表しています。

ディスクロージャー

情報開示の積極的な実施

公庫の業務内容、決算状況などについて、次のように開示しています。

資料名	開示方法	開示時期
財務諸表(貸借対照表、損益計算書、財産目録)	官報に公告 各支店、本店総務部に備付け 総務省特殊法人閲覧室に備付け	7月
附属明細書	各支店、本店総務部に備付け	7月
決算報告書	各支店、本店総務部に備付け	7月
監事の意見書(財務諸表及び決算報告書に係るもの) 及び監事監査報告書	各支店、本店総務部に備付け	7月
業務報告書	国会に提出 各支店、本店総務部に備付け 総務省特殊法人閲覧室に備付け	7月
行政コスト計算財務書類	各支店、本店総務部に備付け	7月
REPORT2007 (本誌)	各支店、本店総務部に備付け 総務省特殊法人閲覧室に備付け	8月
ホームページ (業務内容、業務実績、組織概要、財産内容など)	インターネット上に開設 (アドレス http://www.afc.go.jp)	随時内容を更新

情報公開制度

公庫では、「独立行政法人等の保有する情報の公開に 関する法律 | の趣旨を踏まえ、本店及び支店に情報公 開・個人情報保護窓口を設置しています。

情報公開制度を利用することにより、どなたでも公庫

の保有する法人文書の開示を請求することができます。 開示請求された文書は、不開示情報が記録されている場 合を除いて、開示されます。

ホームページのご案内

公庫ホームページでは、公庫のご案内をはじ め、資金制度、調査レポートなど、さまざまな情 報をタイムリーに紹介しています。

<ホームページアドレス>

http://www.afc.go.jp



19年度からの新しい措置

公庫の資金制度について、農林漁業や食品産業を営む皆さまの経営支援を一層強化するため、19年度か ら以下の措置がなされました。

スーパーL資金の内容拡充

国は、意欲と能力のある担い手に施策を集中する農政 の抜本的改革にあたり、平成19年度から平成21年度ま での3年間を「集中改革期間」として、担い手の育成・

確保に取り組むこととしています。スーパーL資金につ いても、今まで以上に強力に認定農業者の経営を支援で きるよう、内容が拡充されました。

実質無利子化のための利子助成の拡大

集中改革期間中にご融資するスーパーL資金につい て、農山漁村振興基金からの利子助成が拡充され、地域 によっては、実質無利子となります。

資金の使いみち	農地等、施設・機械、家畜果樹等、その他の経営費、法人への出資金 ※経営の安定化(負債の整理など)は、対象外です。
利子助成の対象 となる融資限度額	個人1億円、法人3億円 ただし、500万円以下のご融資については対象外
対象期間	平成19年4月1日〜平成22年3月31日までに融資決定されたもの。 ※ご返済が終了するまで、利子助成措置は継続されます。

- (注)] 都道府県、市町村の利子助成の条件によっては、無利子にならない場合があります。
 - 2 都道府県、市町村の利子助成に係る助成金の交付日は、資金の約定償還日と異なりま すので、一時的に利息の支払が必要となります。

無担保・無保証人によるクイック融資制度

ご提出いただいた決算書等をもとに、公庫の「農業版 スコアリングモデル」を活用し、6営業日以内に無担 保・無保証人による融資の可否を回答します。

対象となる方	「農業版スコアリングモデル」による判定が、一定水準となった方
資金の使いみち	農地等、施設・機械、家畜果樹等、その他の経営費、法人への出資金 ※経営の安定化(負債の整理など)は対象外です。
融資限度額	1回あたりのご融資額が500万円以下

(注)「実質無利子化措置」の対象にはなりません。

農林漁業セーフティネット資金の創設

農林漁業者の方が不慮の災害や社会的・経済的な環境 の変化等によって売上が減少し、資金繰りに支障を来た している場合等に、経営の維持に必要な長期運転資金を ご融資する資金制度が創設されました。

農林漁業者の方が以下のような時にご利用いただけます

ご利用例

- (・災害(台風、冷害、干ばつ、地震等)の被害を
- ・BSEや鳥インフルエンザ等の発生に伴う家畜 の処分や畜産物の移動制限を受けた
- ・前期より売上高が10%以上減少した
- ・最近3ヵ月の売上高が前年同期を下回っており、 今後も減少が見込まれる
 - ・前期より所得率や純利益額が悪化した
 - ・取引先や取引金融機関が倒産・破綻した

など、経営の継続に支障が生じた場合にご融資の対象となります。

資金の使いみち	経営の維持・安定に必要な長期運転資金
融資限度額	300万円以内 (簿記記帳等を行っており、特に必要と認められる場合は、年間経営費等の12分の3以内)
返済期間	10年以内(うち据置期間は3年以内)



こんなとき、こんな条件でご利用できます

ここに掲載されている事業や資金は主なものです。このほかにも利用できる事業や資金がありますので、ご相談ください。

こ、こ作成へんことも。			\	> + = ^ \rangle
資金の使いみち		主な資金	返済期間 (以内)	うち元金返済 据置期間(以内)
効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手の経営	改善			
 ●農地などの取得 ●トラクターなどの農機具の取得 ●農舎、温室、畜舎などの施設の整備 ●家畜の購入・育成費、種苗代、施設のリース料など ●償還負担を軽減するための農業負債整理資金 		(認定農業者の方) 農業経営基盤強化資金(略称:スーパーL資金)	25年	10年
		(その他の担い手の方・集落営農組織) 経営体育成強化資金	25年	3~10年
●農産物の処理加工、保管貯蔵、直売施設の整備 ●施設の稼働に関連する経費		農林漁業施設資金 (略称:スーパーW資金)	10~15年	3年
事業再生による農業者の再生・整理承継	_			
●事業の再生に必要な資金		経営体育成強化資金	25年	3年
環境保全への取組、生産基盤の整備や地域振興		#11.72 ******* ^		
●家畜排せつ物処理施設の整備 ●バイオマス利活用施設の整備		農林漁業施設資金(環境保全型農業推進、バイオマス利活用施設)	15~20年	3年
業 ●太陽熱、地熱利用による発電施設などの整備		畜産経営環境調和推進資金	15~20年	3年
●用水路、排水路、農道の整備 融 ●ほ場、牧野の整備		農業基盤整備資金	25年	10年
●農業集落排水施設の整備	11	担い手育成農地集積資金	25年	10年
●農舎、温室、畜舎などの施設の整備 ●農産物の処理加工施設の整備 ●トラクターなどの農機具の取得		振興山村・過疎地域経営改善資金	25年	8年
セーフティネット機能				
●災害や社会的・経済的な環境変化などにより経営に影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金		農業漁業セーフティネット資金	10年	3年
●被災した生産設備の復旧		農林漁業施設資金(災害復旧)	15~25年	3年
ベンチャーなど新規事業育成				
(新技術の導入、経営のシステム化、地域ブランドの確立などのための ●農産物の生産施設や機械の取得●農産物の加工販売施設の整備●試験研究施設の整備●施設の稼働に関連する経費)	農林漁業施設資金(特別振興事業)	10~15年	3年
適切な森林整備				
●人工植栽、天然林の改良	٦,	林業基盤整備資金	20~55年	3~35年
●下刈、間伐などの森林の保育管理●造林用機械の取得		森林整備活性化資金	30年	20年
●林道、作業道の開設・改良		WALLIE MINITIAL TO FOR		
●長伐期施業、複層林施業への転換		林業経営安定資金(施業転換資金)	20~35年	~15年
林業の担い手の経営改善	_			
一造林のための土地、林地の取得一分収林の取得		林業経営育成資金	20~35年	_
業 地域資源を活用した山村活性化、国産材の供給・加	工体	制整備		
融 ●林産物の処理加工施設の整備		振興山村・過疎地域経営改善資金	25年	8年
●林産物の流通販売施設の整備 ●素材生産施設・機械の取得		林業構造改善事業推進資金	20年	3年
●森林レクリエーション施設の設置 ●集会施設などの設置		農林漁業施設資金	15~20年	3年
TAMBIA O CYTAIL		中山間地域活性化資金	15~25年	3~8年
セーフティネット機能				
●制度資金以外の負債整理資金		林業経営安定資金(維持資金)	20年	_
●災害や社会的・経済的な環境変化などにより経営に影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金		農業漁業セーフティネット資金	10年	3年
●復旧造林、林道の復旧		林業基盤整備資金(災害復旧)	20年	3年
●被災した生産設備の復旧		農林漁業施設資金(災害復旧)	15~20年	3年

		主な資金	返済期間(以内)	うち元金返済 据置期間(以内)
	漁業の担い手の経営改善		(PAF 1)	加巨利的(外门)
	●漁具、漁船漁業用施設などの整備			
	●漁獲物の処理加工施設の整備	漁業経営改善支援資金	15年	3年
	●漁業経営の改善に必要な長期資金●養殖用施設・作業船の整備	//////////////////////////////////////	101	0
	●漁船の改造・建造・取得、漁船用機器の設置	漁船資金	5~12年	2年
	中小漁業の再生			
	●既住公庫資金の円滑な支払いに必要な資金	漁業経営改善支援資金 (償還円滑化資金)	15年	3年
漁	水産資源の適切な管理と持続的利用への取組			
業	●漁場の改良・造成		00/5	0.7
融	●種苗生産施設の設置 ●漁業環境保全のための施設の整備	漁業基盤整備資金(漁場整備)	20年	3年
資	漁村環境活性化			
	●漁港施設の整備	漁業基盤整備資金(漁港整備)	20年	3年
	●漁業集落排水施設などの整備	/////////////////////////////////////	201	
	セーフティネット機能			
	●制度資金以外の負債整理資金	沿岸漁業経営安定資金	20年	3年
	●災害や社会的・経済的な環境変化などにより経営に影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金	農林漁業セーフティネット資金	10年	3年
	●被災した生産設備の復旧	農林漁業施設資金(災害復旧)	15~20年	3年
	安全・安心な食品の安定供給への取組	食品産業品質管理高度化促進資金	1.5.45	O/T
	●食品製造過程の管理の高度化のための施設の整備など	(略称:HACCP資金)	15年	3年
	●基礎食料素材の生産、食品残さの再資源化、食品の流 通対策、バイオテクノロジーの応用、新規事業の育成	食品安定供給施設整備資金	5~15年	1~3年
	に必要な施設の整備 ●これらの施設などの立ち上がり期に必要な費用	及吅女足供和肥权定佣負並	2.412#	1.43#
	●これうの/// 記載などの立うエがり 割に少安な資用			
	原料産地の農林漁業の振興と「農」と「食」の連携			
	●中山間地域の農畜水産物を使用した新商品、新技術の研究開発またはその成果を利用した製造・加工・販売			
食	施設の整備	中山間地域活性化資金	15年	3年
品	●需要を開拓するための展示・販売施設の整備			
産	●米加工品、乳製品などの新商品製造のための施設の整備など			
業	●他の農産加工業への転換のための施設の整備など	特定農産加工資金	15年	3年
融	●生産の共同化等の事業提携のための施設の整備など	ル	15年	0年
	●いわし、さばなどの食用加工施設の整備など	水産加工資金	15年	3年
資	●米、みかん、トマト、豚肉、鶏肉などの新たな用途の 事業化のための施設の整備など	新規用途事業等資金	15年	3年
	●飲用牛乳の処理施設の整備	₩₩-₽	1.5.5	O/T
	●乳製品の製造施設の整備 ●牛乳、乳製品の流通合理化のための施設の整備	乳業施設資金	15年	3年
	農畜水産物の流通システム整備			
	●卸売市場、場内業者施設の整備			
	●生産者と食品製造業者とが提携して実施する農漁業施設、食品製造関連施設の整備	食品流通改善資金	7~25年	1~5年
	●生産者と食品販売業者とが提携して実施する食品流通	AHAMINE OF PLANTS		
	システムの整備			

1 融資の限度額について

一般的には、融資対象事業により資金のご利用先が負担する額の20~80%を上限に融資することとしています。なお、融資限度額が定められている資金については、その範囲内としています。

- 2 融資の利率について
 - ・利率は金利情勢によって変更することもありますが、融資時の利率 は返済が終わるまで変わらない固定金利です(資金によっては融資 後10年経過するごとに利率を見直す方法も選択できます。また、
- 林業融資において、融資後20年後又は35年後に一律利率を見直す制度があります)。
- ・資金によっては、ご返済期間に応じて異なる利率となります。
- ・なお、最新の金利は当公庫のホームページ(http://www.afc.go.jp) でご覧いただけます。
- 3 ここに掲載した資金の一覧は、各資金の主な内容を記載したものです。詳しい内容については、お近くの公庫支店または最寄りの業務委託金融機関の窓口にお尋ねください。

身近なところで ご相談いただけます

地域に密着した相談の窓口

ご利用についてのご相談は、全国22支店または業務委託金融機関(479機関、平成19年4月1日現在)でお受けしているほか、お近くの地域農業改良普及セン

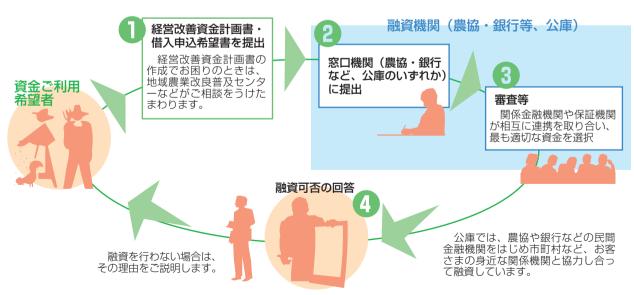
ター、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合などでも





申込みから融資までのプロセス

■担い手農業者向け公庫資金(スーパーL資金、経営体育成強化資金)の場合 (農業近代化資金、農業改良資金と共通)



相談窓口

農協・信農連・銀行・農林公庫などの融資機関、地域農業改良普及センター、 市町村及び都道府県経営改善支援センターでご相談をうけたまわります。

公庫では、借入申込書類の簡素化や事務処理の迅速化に努めています

資 料 編

業績 57
融資実績
農林漁業食品産業別融資状況
資金措置
損益の状況
主な経営指標
財務諸表 61
貸借対照表
損益計算書
主な資産・負債の明細
固定資産明細
借入金明細
債券明細
引当金明細
主な費用の明細
業務委託費明細
事務費明細
役員の給与及び退職手当の支給の基準
役職員の報酬・給与等について
財務の状況69
総貸付金残高
貸付金残高の農林漁業食品産業別内訳
貸付金残高の固定・変動金利別、残存期間別内訳
職員1人当たり及び1支店当たりの貸付金残高
資本金の推移
資金運用収支
貸付金利息・支払利息の分析
利益率
保有有価証券の状況
【参考情報】会計等に関する関連法の規定(抜粋)
【参考情報】行政コスト計算財務書類(概要)
【参考情報】特殊法人会計貸借対照表と
民間企業仮定貸借対照表との比較
【参考情報】自己資本比率
【参考情報】資産内容の開示
1 自己査定と償却・引当
2 リスク管理債権
3 金融再生法に基づく開示債権
【参考情報】政策コスト分析
その他 ―――― 89

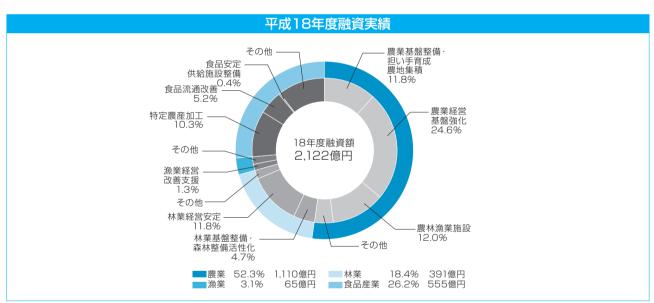
業績

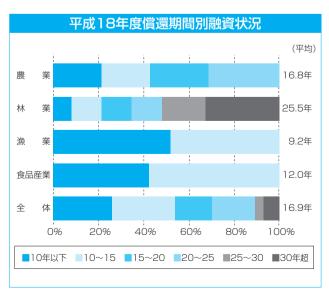
融資実績

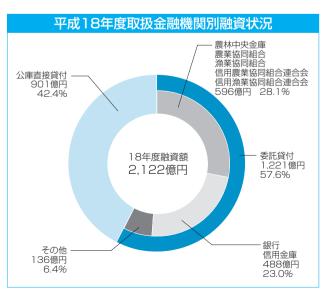
平成18年度の融資額は、計画3,900億円に 対して2,122億円となりました。

農林漁業をめぐる情勢は、国際化の進展に伴う価格の低下や原材料価格の高騰など依然として厳しい状況にありますが、担い手農業者の経営改善の取組や生産者と食品製造・販売業者が連携して行う事業をはじめとして、多くの皆さまに公庫資金が活用されました。









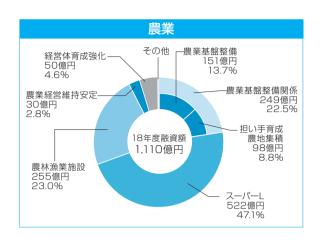
農林漁業食品産業別融資状況

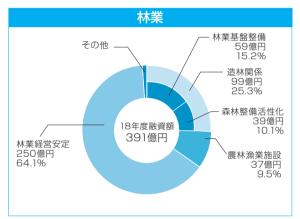
農業

認定農業者(「農業経営基盤強化促進法」に基づく農業経営改善計画などの認定を受けた方)の経営改善の実現に必要な長期資金として2,154経営体に対し農業経営基盤強化資金(スーパーL)を522億円、意欲と能力のある農業者が一体的に取り組む前向き投資と負債の償還負担軽減に対し経営体育成強化資金を50億円、農業者の経営の維持安定に必要な負債の償還負担軽減などに対し農業経営維持安定資金を30億円、ほ場整備や用排水施設整備などに対し農業基盤整備資金などを249億円融資し、全体で1,110億円の融資を行いました。

林業

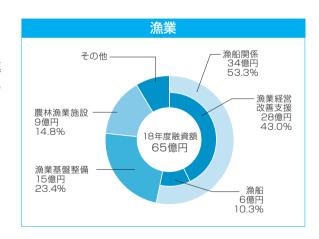
植栽、下刈、除間伐等の造林事業に対し林業基盤整備 資金などを99億円、大径木、良質材等木材の付加価値 向上などを図るための長伐期施業などへの転換に対し林 業経営安定資金を250億円など、全体で391億円の融 資を行いました。





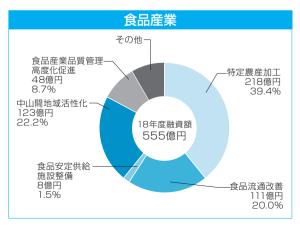
■漁業

海外まき網漁業や大中型まき網漁業の代船建造などに対し漁船関係資金を34億円、つくり育てる漁業を推進するための種苗放流などに対し漁業基盤整備資金を15億円など、全体で65億円の融資を行いました。



食品産業

輸入自由化に対応する乳製品製造業、かんきつ果汁製造業などの製造設備に対し特定農産加工資金を218億円、中山間地域の農林水産物の使用を増進する加工流通施設の整備に中山間地域活性化資金を123億円、農林漁業者と提携し食品流通の改善などを図る施設整備に対し食品流通改善資金を111億円、冷凍食品、惣菜、集団給食用食品等の食品についてのHACCP手法導入施設の整備などに対し、食品産業品質管理高度化促進資金を48億円など、全体で5556億円の融資を行いました。



資金借置

平成18年度における貸付けなどに必要な資金の総額は、7,133億円となりました。

この資金の調達については、貸付回収金などの自己資金及び一般会計からの補給金などによる5,047億円を充て、なお不足する額(2,085億円)を政府からの借入れなどによりました。

この内訳は、政府からの借入金1,817億円(財政融資資金借入金1,720億円、農業経営基盤強化措置特別会計借入金97億円)、債券発行229億円及び農林漁業信用基金からの寄託金37億円となっています。

なお、最近5年間の資金計画の実績の概要は、次のとおりです。

■資金計画の実績の概要

(単位:億円、%)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
(支出)					
貸付金	3,767	3,442	3,322	2,451	2,462
出資金	8	_	_	8	4
借入金償還等	3,850	3,661	3,994	3,972	3,020
債券償還金	_	_	_	_	295
事業損金等	2,034	1,828	1,628	1,396	1,351
合計 (A)	9,660	8,932	8,945	7,828	7,133
(収入)					
貸付回収金	5,140	5,222	4,846	4,053	3,676
一般会計からの出資金	_	_	_	48	4
一般会計からの補給金	537	474	511	377	381
事業益金等	2,218	1,474	1,354	1,180	985
合計 (B)	7,897	7,171	6,712	5,659	5,047
	(77.6)	(99.8)	(126.9)	(97.1)	(96.2)
借入金・債券等(A)-(B)	1,763	1,760	2,232	2,168	2,085

〔借入金・債券等の内訳〕

借入金	1,382	1,379	1,971	1,907	1,817
財政融資資金借入金	1,250	1,250	1,850	1,800	1,720
農業経営基盤強化措置特別会計借入金	132	129	121	107	97
	349	349	229	229	229
寄託金	31	31	31	31	37

⁽注) 1 貸付金は、貸付資金の払出実績です。

^{2 ()}内は、対前年度比です。

³ 平成18年度の資金計画の実績における債券229億円と債券明細 (63ページ) の当期増加額230億円との差は、債券発行差金 (16百万円) です。

⁴ 平成18年度における民間借入金(短期借入金)の借入額及び借入償還額は、それぞれ2,140億円で、年度末の残高は0です(本表には表示しておりません)。

損益の状況

平成18年度における損益の状況は次のとおりです。

(単位:億円、%)

	() =
総利益金	1,205 (91.4)
貸付金利息	656 (89.8)
一般会計より受入	381(100.9)
貸倒引当金戻入	148 (78.1)
その他	18 (98.8)

総損失金	1,205 (91.4)
支払利息	716 (85.7)
業務委託費	85 (94.6)
事務費	139 (98.5)
その他	92 (90.0)
小計	1,033 (88.3)
貸倒引当金繰入	172(116.0)

- (注) 1 ()内は対前年度比です。
 - 2 「一般会計より受入」とは、公庫の業務の円滑な運営に資するために、損益差損について、農林漁業金融公庫補給金として国の一般会計から補てんを受けているものです。
 - 3 支払利息には、債券利息を含みます。

この結果、総利益金と総損失金が同額となり、農林漁業金融公庫法第23条の規定により国庫納付すべき利益金は生じませんでした。

これは、総利益金1,205億円から貸倒引当金繰入前の損失金1,033億円を差し引くと、172億円となりますが、この額は財務大臣が定めた貸倒引当金繰入限度額173億円(貸付受入金残高を除いた平成18年度未貸付金残高に1000分の6を乗じて算出した金額)以内であるため、全額を貸倒引当金に繰り入れたことによるものです。

なお、財務大臣の承認を受けて1,987件、84億円の貸付金償却を行いました。

主な経営指標

(単位:億円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
経常収益	1,868	1,654	1,527	1,318	1,204
経常利益	Δ0	0	0	0	Δ0
当期利益	0	0	0	0	0
	3,116	3,116	3,116	3,164	3,168
純資産残高	3,116	3,116	3,116	3,164	3,168
総資産残高	37,227	35,242	33,372	31,637	30,052
貸付金残高	36,407	34,429	32,699	31,059	29,425
有価証券残高	0	1	1	1	1
	930	926	921	916	910

⁽注)「特殊法人等会計処理基準」(昭和62年10月2日財政制度審議会公企業会計小委員会報告)に基づき会計処理をしているため、経常収益には、一般会計から受け入れた補給金が含まれています。

財務諸表

貸借対照表

(単位:百万円)

	(単位:百万				
科目	平成17年度末	平成18年度末			
貸付金	3,105,950	2,942,501			
出資金	1,600	2,030			
現金預け金	28,795	38,898			
現金	2	3			
預け金	28,792	38,895			
基金預託金					
非補助小団地等土地改良事業助成基金預託金	6,500	6,500			
有価証券					
国債	194	194			
受託者勘定	1,802	1,504			
貸付交付金	0	0			
留置金	1,802	1,503			
未収収益	20,658	17,993			
未収貸付金利息	20,658	17,990			
未収基金預託利息	_	3			
維勘定					
仮払金	201	188			
固定資産					
業務用固定資産	12,844	12,572			
繰延勘定		,			
情券発行差金 	89	92			
貸倒引当金	△ 14,852	 △ 17,236			
資産合計	3,163,783	3,005,239			
借入金	2,561,922	2,442,139			
財政融資資金借入金	2,434,953	2,325,843			
簡易生命保険資金借入金	25,815	15,966			
農業経営基盤強化措置借入金	101,153	100,330			
債券	101,133	100,000			
債券発行高	145,500	139,000			
寄託金	28,755	32,050			
貸付受入金		57,570			
未払費用	91,529	15,903			
未払借入金利息	17,429	11,974			
未払債券利息		233			
大払買が利息 未払業務委託費	83	3,696			
推勘定	3,832	3,090			
	0.000	1 707			
仮受金 台集会計	2,209	1,707			
	2,847,346	2,688,372			
	316,437	316,867			
一般会計出資金	198,111	198,541			
在業投資出資金 ***********************************	111,826	111,826			
非補助小団地等土地改良事業助成基金	6,500	6,500			
資本合計	316,437	316,867			
負債・資本合計	3,163,783	3,005,239			

損益計算書

(単位:百万円)

科目	平成17年度	平成18年度
経常収益	131,852	120,453
貸付金利息	73,108	65,654
一般会計より受入	37,792	38,132
基金預託利息	0	12
預け金利息	2	38
有価証券益		
有価証券利息	2	2
雑収入	1,917	1,760
受入雑利息	0	0
労働保険料被保険者負担金	64	61
償却債権取立益	1,626	1,487
推益 推益	225	210
貸倒引当金戻入	19,029	14,852
経常費用	131,791	120,506
借入金利息	81,999	69,662
債券利息	1,644	2,004
業務委託費	8,988	8,500
事務費	14,122	13,917
債券発行諸費	97	125
賞却費	9,885	8,946
貸付金償却	9,396	8,457
固定資産減価償却費	475	475
債券発行差金償却	13	14
貸倒引当金繰入	14,852	17,236
推損 推損	200	113
経常利益	60	△ 52
特別利益		
固定資産売却益	0	85
特別損失	60	32
固定資産売却損	0	24
固定資産除却損	60	7
当期利益金	0	0

●重要な会計方針等

1 有価証券の評価基準及び評価方法 総平均法による原価法によっています。

2 固定資産の減価償却方法

法人税法の基準を採用し、定額法により行っています。なお、減価償却 累計額は次のとおりです。

17年度末 6,447百万円

18年度末 6,779百万円

3 引当金の計上基準

貸倒引当金

貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、公庫の国庫納付金に関する政令(昭和26年政令第162号)第1条第4項の規定に基づき、財務大臣が別に定めたところにより、当該事業年度末貸付金残高(貸付受入金残高を控除)の6/1000の範囲内で計上しており、計上率は次のとおりです。17年度末 4.9/1000

- 4 その他財務諸表作成のための重要な事項
 - (1) 消費税の会計処理方法

税込方式によっています。

- (2) 繰延勘定の処理方法
 - ①債券発行費

支出時に全額費用として処理しています。

②債券発行差金

公庫の国庫納付金に関する政令第1条第4項の規定に基づき、財務 大臣が別に定めたところにより、債券の償還年限(5、10又は20年 間)で均等償却しています。

(3) 延滞債権額

貸付金のうち、延滞債権額(弁済期限を6箇月以上経過して延滞となっている貸付けの元金残高額)は次のとおりです。

17年度末 23,903百万円

18年度末 24,316百万円

主な資産・負債の明細

固定資産明細

(単位:百万円)

	当期首残高 (取得価額)	当 期 増加額	当 期 減少額	当期末残高 (取得価額)	減価償却 累計額	うち当期 償却額	差 引 当期末残高
土地	2,563	_	37	2,525	_	_	2,525
建物	15,786	283	108	15,961	6,359	439	9,601
機械器具備品	651	55	81	625	419	35	206
借地権	28	_	_	28	_	_	28
敷金	209	2	1	210	_	_	210
固定資産仮払金	53	112	165	_	_	_	_
合計	19,292	453	394	19,351	6,779	475	12,572

■借入金明細

(単位:百万円)

	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
財政融資資金借入金	2,434,953	172,000	281,110	2,325,843
簡易生命保険資金借入金	25,815	_	9,849	15,966
農業経営基盤強化措置特別会計借入金	101,153	9,799	10,622	100,330
民間借入金	_	214,000	214,000	_
合計	2,561,922	395,799	515,582	2,442,139

■債券明細

(単位:百万円)

				(羊瓜・ロ/ババ
	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
政府保証債	41,000		15,000	26,000
財投機関債	104,500	23,000	14,500	113,000
合計	145,500	23,000	29,500	139,000

■引当金明細

(単位:百万円)

	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	14,852	17,236	14,852	17,236

⁽注) 当期減少額は、洗い替えによる取り崩し額です。

主な費用の明細

■業務委託費明細

(単位:百万円)

	平成17年度	平成18年度
委託金融機関手数料	8,214	7,786
電算システム開発委託費	548	484
調査委託費	224	229
合計	8,988	8,500

事務費明細

(単位:百万円)

	平成17年度	平成18年度
役員給	136	139
職員給	7,957	7,631
退職手当	715	789
諸支出金	1,444	1,414
旅費	380	417
業務諸費	3,288	3,319
交際費	1	0
債権保全費	41	45
税金	157	159
賠償償還及払戻金	_	0
合計	14,122	13,917

●役員の給与及び退職手当の支給の基準

1 基本的な考え方(社会一般の情勢への適合)

農林漁業金融公庫法第17条の2においては、役員の給与及び退職手当(以下「給与等」という。)の支給の基準を社会一般の情勢に適合したものとなるよう定めることとされている。その際、基本的な考え方として次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各役職の職責及び必要とされる能力に応じたものであること。
- (2) 農林漁業金融公庫の適切な業務運営を図るために必要な人材を確保しうるものとし、そうした人材の民間企業等における処遇の実情を勘案すること。
- (3) 農林漁業金融公庫の業務及び財産の公共性に鑑み、その総額を含め適正かつ効率的なものとなるよう配慮すること。

2 役員の給与等

(1) 給与

	給与の種類			
ア	本俸	月額(*)により (*)本俸月額	支給 総裁 副総裁 理事 監事	月額(単位:干円) 1,141 979 847 766
1	特別調整手当	東京都特別区に	在勤する役	員 本俸 ×0.13
ウ	通勤手当			る法律(昭和 25 年法律第 95 号) 規定に準じて支給
I	特別手当			月額)+(本俸月額 ×0.25)+ 月額)×0.2}] × 支給割合(*) (*)支給割合:年3.35 か月

(2) 退職手当

退職の日における本俸月額×0.125×業績勘案率 (*)×在職期間(月数)

(※)総裁が別に定める委員会又は総裁が指名する外部の者が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する率

●役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1. 役員報酬についての基本方針に関する事項

①平成18年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員の特別手当について、当該役員の勤務実績に応じて支給額を増額し、又は減額することができる。

②役員報酬基準の改定内容

総 裁:国家公務員に準じ、本俸月額の引下げ(1,222,000円→1,141,000円)及び特別調整手当の引上げ(12%→13%)を行った。

副総裁:国家公務員に準じ、本俸月額の引下げ(1,050,000円→979,000円)及び特別調整手当の引上げ(12%→13%)を行った。

理 事:国家公務員に準じ、本俸月額の引下げ(908,000円→847,000円)及び特別調整手当の引上げ (12%→13%)を行った。

理 事(非常勤):-

監事:国家公務員に準じ、本俸月額の引下げ(821,000円→766,000円)及び特別調整手当の引上げ(12%→13%)を行った。

監事(非常勤):-

2. 役員の報酬等の支給状況

<i>λ</i> Π. <i>Α</i> 7		平成18年	就任・退	任の状況			
役名		報酬(給与)	賞与		(内容)	就任	退任
総裁 (1人)	23,144千円	14,664 千円	6,574 ^{千円}	1,906 ^{千円} 1,906 (特別調整手当)			
副総裁 (1人)	18,484 ^{千円}	12,012 ^{千円}	4,909 ^{千円}	1,561 ^{千円}	1,561 (特別調整手当)		
理事 (5人)	_{千円} 84,880	_{千円} 53,748	^{千円} 24,097	^{千円} 7,035	6,987 (特別調整手当) 49 (通勤手当)	4月 1日 1人	3月31日 1人
監事 (1人)	千円 13,130	千円 9,192	千円 2,743	千円 1,194	1,194 (特別調整手当)	4月 1日 1人	

注:「特別調整手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

3. 役員の退職手当の支給状況(平成18年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人 在職	での 期間	退職年月日	業績 勘案率	摘 要
総裁	千円	年	月			該当なし
副総裁	千円	年	月			該当なし
理事	千円 1.634	年	月 O	平成18年3月31日	1.2	業績勘案率については、外部有識者からなる経営評議委員会 (業績評価を審議)が決定。
監事	_{手円} 2,155	年 1	月 9	平成18年 3月31日	1.0	業績勘案率については、外部有識者からなる経営評議委員会 (業績評価を審議)が決定。

Ⅱ 職員給与について

1. 職員給与についての基本方針に関する事項

①人件費管理の基本方針

職員の人件費については、国会の議決を経て承認された人件費予算の範囲内で適正に執行する。

また、平成18年度以降は、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づいた人件費の削減、 国家公務員の制度改革の趣旨を先取りして実施した新人事給与制度改革等を踏まえ、適正な管理を行う。

②職員給与決定の基本方針

ア給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

職員の給与は、社会一般の情勢や国家公務員に対する人事院勧告を踏まえ、労働組合との交渉を経て決定する。 イ職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の職責や業績に応じて、昇格・降格・昇給・奨励手当の決定を行っている。

〔能率、勤務成績が反映される給与の内容〕

給与種目	制度の内容
昇格・昇給	昇格:人事評価結果、研修履修状況、昇格試験等により上位資格等級の能力があると認められる場合には、人事委員会で審議のうえ上位資格等級に昇格させる。 降格:現資格等級に要求される職務遂行力等を欠き、期待される業務の遂行が困難と認められる等の場合には、人事委員会で審議のうえ下位資格等級に降格させる。 昇給:5段階評価による勤務成績に応じて昇給させる。
奨励手当(査定分)	前年度の勤務成績に応じて、支給月数を3~5段階に区分して支給する。

ウ平成18年度における給与制度の主な改正点

平成18年度の国家公務員の給与構造改革等を踏まえ、次の改正を実施。

- ・職員個々の能力発揮、職責に応じた処遇を実現するため複線型の人事給与制度を導入。
- ・本俸月額を平均で▲4.81%引下げ。
- ・本俸表の年功的な要素(年齢を経ることで一律的に給与水準が高くなる等)を是正。
- ・管理職についてポストオフ制度を導入(一定年齢に達した時点で役職を離脱)。
- ・特別手当支給月数を非管理職について0.3ヵ月削減。
- ・枠外昇級の廃止、55歳を超える職員の昇給停止。
- ・地域間格差が適切に反映されるように特別都市手当の支給割合を改正。

2. 職員給与の支給状況

教育職種

①職種別支給状況

		平均年齢		元成18年度の年	間給与額(平均	3)
区分	人員		総額	うち所定内	うち通勤手当	うち賞与
常勤職員	780人	41.0 歳	8,387 千円	6,026 千円	148 千円	2,361 千円
事務・技術	770人	40.8 歳	8,411 千円	6,042 千円	148 千円	2,369 千円
研究職種	該当なし 人	歳	千円	千円	千円	千円
教育職種	該当なし 人	歳	千円	千円	千円	千円
自動車運転職種	10人	55.4 歳	6,540 千円	4,762 千円	125 千円	1,778 千円
再任用職員	2人	歳	千円	千円	千円	千円
事務·技術	2人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	該当なし 人	歳	千円	千円	千円	千円

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注:再任用職員の事務・技術職については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから人数以外は記載していない。

千円

千円

注:在外職員、任期付職員及び非常勤職員は存在していないため記載を省略。

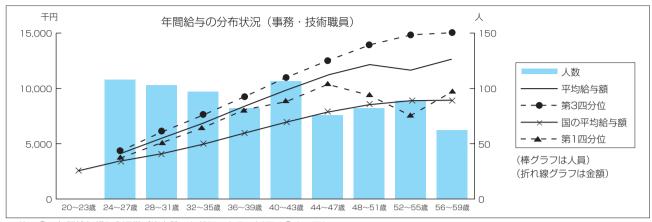
該当なし

人

千円

千円

②年間給与の分布状況(事務・技術職員)[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人	員	平均年齢		四分位 第1	分位	平均		四分位 第3	3分位
代表的職位·本部課長 ·本部係員	46 40	人	46.8 44.3	歳	11,495 4,288	千円	11,868 7,856	千円	12,694 12,289	千円

③職級別在職状況等(平成19年4月1日現在)(事務:技術職員)

区分	計	事務1級	事務2級	事務3級	基幹1級	基幹2級	基幹3級	基幹4級	基幹5級	基幹6級	基幹7級	基幹8級
標準的 な職位		職員	職員	副調査役	職員	副調査役	調査役	調査役	課長	課長	次長	部長 支店長
人員 (割合)	770	17 ^人 (2.2%)	59 (7.7%)	50 (6.5%)	77 ^人 (10.0%)	89 ^人 (11.6%)	103 ^人 (13.4%)	113 (14.7%)	106 (13.8%)	71 (9.2%)	50 (6.5%)	35 (4.5%)
年齢		歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳	歳
(最高~最低)		26~24	59~26	57~30	29~24	49~27	59~31	59~34	58~39	59~41	59~45	59~51
所定内		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
給与年額		2,522	4,514	6,221	3,161	5,342	6,995	8,163	9,701	10,299	10,623	11,090
(最高~最低)		2,048	2,492	3,472	2,457	3,187	4,138	5,117	5,844	7,365	8,678	9,433
年間		千円	千円	千円	千円	- 千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
年間 給与額		3,337	6,271	8,644	4,261	7,293	9,736	11,364	13,301	14,492	15,404	16,552
(最高~最低)		2,808	3,404	4,794	3,369	4,403	5,733	7,108	8,113	10,167	12,289	13,576

④賞与(平成18年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

		区 分	夏季(6月)		冬季(12月)		計		
在 二	<u>—</u> ?	律支給分(期末相当)	56.5	%	60.2	%	58.4	%	
管理制職員			43.5	%	39.8	%	41.6	%	
1742 4		最高~最低	53.6~27.8	%	49.8~24.8	%	51.6~26.2	%	
фД	— ;	律支給分(期末相当)	65.1	%	68.1	%	66.7	%	
一般	査定支給分(勤勉相当)(平均)		34.9	%	31.9	%	33.3	%	
4905		最高~最低	49.1~27.8	%	45.2~24.8	%	47.1~26.2	%	

⑤職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一)) 132.8

注: 当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出。

給与水準の比較指標について参考となる事項

(1) 農林漁業金融公庫は、農林水産業者に対する政策と一体となった融資・経営支援を主要業務としている。当該業務には民間金融機関では対応困難な長期融資のノウハウ、生産技術を含めた幅広い経営に関する知識など、特殊かつ高度な専門性が必要であり、そのような人材を確保した結果、職員に占める大学及び大学院卒業者の割合が約8割と高くなっている。

- (2) また、そのような人材を確保するには、民間金融機関等の給与水準を踏まえ、相応の給与水準を保つ必要がある。
 - (参考) 学歴を勘案した対国家公務員指数 128.3

Ⅲ 総人件費について

区分	当年度 (平成18年度)	前年度 (平成17年度)	比較増△減
給与、報酬等支給総額(A)	7,771,043 千円	8,093,239 千円	▲322,196 千円 (▲4.0%)
退職手当支給額 (B)	789,285 千円	715,240 千円	74,045 千円 (10.4%)
非常勤役職員等給与(C)	50,897 千円	74,727 千円	▲23,830 千円(▲31.9%)
福利厚生費(D)	1,848,217 千円	1,818,705 千円	29,512 千円 (1.6%)
最広義人件費 (A+B+C+D)	10,459,442 千円	10,701,911 千円	▲242,469 千円 (▲2.3%)

総人件費について参考となる事項

- 1. 給与、報酬等支給総額及び最広義人件費
 - (1)給与、報酬総額は、主に給与水準改善に向けた取組み(特別手当0.3ヵ月の削減、管理職のポストオフ制度導入等)により対前年比▲4.0%の減少となっている。
 - (2) 最広義人件費についても、福利厚生費が保険料率引上げ等により対前年比1.6%の増加となったものの、 対前年比▲2.3%の減少となっている。
- 2. 人件費削減の取組みの状況(総人件費削減計画等)
 - (1) 当公庫において設定した削減目標
 - 「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)に基づき、平成22年度までに平成17年度末 (予算定員ベース: 924名) 比で▲5%の人員を削減する。
 - (2) また、役職員の給与に関し、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しに取組む。
 - (3) 平成18年度末の進捗状況

平成18年度末までの人員純減率:▲0.65%

(平成18年度人員数918名-基準日(平成17年度)の人員数924名)÷基準日人員数924名×100

IV 法人が必要と認める事項

給与水準引下げに向けての取組み

国家公務員の制度改革の趣旨を先取りして、平成18年度から実施した新人事給与制度により、職責・業績に 応じたメリハリのある処遇、高齢層の給与水準の引下げ等の大幅な制度改正に取り組んでいる。

具体的な改善措置は次のとおり。

- (1) 55歳を超える職員については、昇給を停止させることで給与水準の抑制に努めていること。
- (2) 管理職についてポストオフ制度(一定年齢に達した時点で役職を離脱)を導入することで高齢層の給与水準を1割程度削減。
- (3) 特別手当支給月数を非管理職について0.30ヵ月削減(平成17年度支給実績基準)していること。
- (4)業務内容に応じて、一般の職員に比べ給与水準の低い有期職員(一定期間の契約社員)、再雇用職員(定年 退職後に再雇用した職員)を活用することで、全体の給与水準抑制に努めていること。
- (5) 枠外昇給を廃止することで給与水準の抑制に努めていること。

財務の状況

総貸付金残高

(単位:億円)

	期 首	年度中の増減			期末
	貸付金残高	貸付額	回収額	償却額	貸付金残高
平成14年度	37,973	3,710	5,136	140	36,407
平成15年度	36,407	3,411	5,211	178	34,429
平成16年度	34,429	3,271	4,848	153	32,699
平成17年度	32,699	2,506	4,052	93	31,059
平成18年度	31,059	2,122	3,672	84	29,425

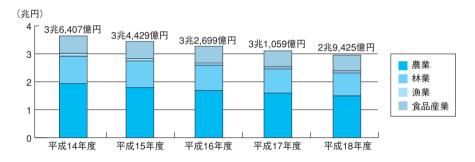
⁽注) 貸付額とは、貸付先と当公庫の間で金銭消費貸借契約を結んだ額です。

■貸付金残高の農林漁業食品産業別内訳

(単位:億円)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度				
農業	19,336	17,897	16,855	15,956	14,993				
林業	9,770	9,539	9,068	8,627	8,309				
漁業	1,045	871	777	738	652				
	6,255	6,121	5,997	5,737	5,468				

貸付金残高の推移(過去5年間)



■貸付金残高の固定・変動金利別、残存期間別内訳

(単位:億円)

残存期間		平成17年度		平成18年度							
7发1于夬1回	貸付金残高	うち固定金利	うち変動金利	貸付金残高	うち固定金利	うち変動金利					
1年以下	412	412	_	319	319	_					
1年超 5年以下	2,813	2,813	_	2,889	2,889	_					
5年超 10年以下	8,155	8,155	_	7,461	7,461	_					
10年超 15年以下	6,715	6,715	_	6,671	6,671	_					
15年超 20年以下	5,293	5,293	_	4,964	4,964	_					
20年超	7,670	7,670	_	7,119	7,119	_					
合計	31,059	31,059	_	29,425	29,425	_					

⁽注) 固定金利には、10年後、20年後及び35年後に利率を見直す制度による貸付金を含みます。

■職員1人当たり及び1支店当たりの貸付金残高

(単位:件、億円)

	平成1	7年度	平成18年度	
	件数	金額	件数	金額
職員1人当たりの貸付金残高	279	33	258	32
1支店当たりの貸付金残高	11,650	1,411	10,702	1,337

資本金の推移

(単位:百万円)

	合 計	うち一般会計	うち非補助小団地等 土地改良事業助成基金 (一般会計)	うち産業投資 特別会計
昭和28年度	36,614	32,107	_	4,507
30年度	49,233	42,607	_	6,626
35年度	87,133	44,007	6,500	36,626
40年度	168,233	49,907	6,500	111,826
45年度	170,273	51,947	6,500	111,826
50年度	171,032	52,706	6,500	111,826
55年度	168,233	49,907	6,500	111,826
60年度	168,233	49,907	6,500	111,826
平成 2年度	181,233	62,907	6,500	111,826
7年度	283,033	164,707	6,500	111,826
12年度	311,137	192,811	6,500	111,826
13年度	311,637	193,311	6,500	111,826
14年度	311,637	193,311	6,500	111,826
15年度	311,637	193,311	6,500	111,826
16年度	311,637	193,311	6,500	111,826
17年度	316,437	198,111	6,500	111,826
18年度	316,867	198,541	6,500	111,826

⁽注) 資本金は、その全額を政府が出資しています。なお、金額は年度末残高です。

資金運用収支

(単位:億円、%)

		平成17年度		平成18年度			
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り	
資金運用勘定	31,194	731	2.34	29,677	656	2.21	
資金調達勘定	28,314	836	2.95	26,856	716	2.67	
資金運用収支		△ 105			△ 60		

- (注) 1 資金運用勘定(平均残高)=貸付金平均残高-貸付受入金平均残高
 - 2 資金調達勘定(平均残高)=借入金平均残高+債券平均残高+寄託金平均残高
 - 3 資金運用収支=貸付金利息-借入金利息-債券利息-債券発行差金償却

■貸付金利息・支払利息の分析

(単位:億円)

		平成17年度		平成18年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
貸付金利息	△ 48	△ 75	△ 123	△ 35	△ 38	△ 74
支払利息	△ 57	△ 39	△ 97	△ 43	△ 76	△119

⁽注)支払利息=借入金利息+債券利息+債券発行差金償却

■利益率

(単位:%)

	平成17年度	平成18年度
総資産当期利益率	_	_
資本当期利益率	_	_

- (注) 1 総資産当期利益率=当期利益/総資産平均残高
 - 2 資本当期利益率=当期利益/資本勘定(貸倒引当金勘定を含む)平均残高
 - 3 利益が発生していない場合は「-」で記載しています。

保有有価証券の状況

(単位:億円)

	平成17年度	平成18年度
有価証券残高	1	1
有価証券平均残高	1	1

⁽注) 保有している有価証券は、農林漁業金融公庫法第25条に基づき余裕金を運用しているものであり、すべて国債です。

【参考情報】会計等に関する関連法の規定(抜粋)

(平成19年8月1日現在)

■農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)

(資本金)

- 第四条 公庫の資本金は、政府の出資金三千四十六億三千七百万円及び経済基盤強化のための資金及び特別の 法人の基金に関する法律(昭和三十三年法律第百六十九号)第十条の規定により同法第十一条第一項に規定 する非補助小団地等土地改良事業助成基金に充てるものとして政府から出資された六十五億円の合計額とす る。
- 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。
- 3 公庫は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。
- 4 第一項に規定する基金に係る出資金については、この法律に定めるもののほか、同項に規定する法律の定めるところによらなければならない。

(予算及び決算)

第二十二条 公庫の予算及び決算に関しては、公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)の定めるところによる。

(国庫納付金)

- 第二十三条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日まで に国庫に納付しなければならない。
- 2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する会計年度の前年度の政府の歳入とする。
- 3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手続及びその帰属する会計については、政令で定める。

(借入金)

- 第二十四条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入れをし、又は外国の銀行その他の金融機関から外貨資金の借入れをすることができる。
- 2 政府は、公庫に対して資金の貸付けをすることができる。
- 3 前項の貸付金については、利息を免除し、又は通常の条件より公庫に有利な条件を付することができる。
- 4 公庫は、資金繰りのため必要があるときは、第一項に規定する資金の借入れの予算で定める限度額及び次 条に規定する農林漁業金融公庫債券(以下この項において「債券」という。)の発行の予算で定める限度額の 合計額に相当する金額から、第一項の規定により既に借り入れている資金の借入れの額及び既に発行してい る債券の額の合計額に相当する金額を差し引いた金額(当該金額が第二十一条の規定により定めた短期借入 金の借入れの最高額を上回るときは、当該最高額)を限度として、主務省令で定める金融機関から短期借入

金をすることができる。

- 5 前項の規定による短期借入金は、当該短期借入金をした事業年度内に償還しなければならない。
- 6 第一項及び第四項に規定する場合を除くほか、公庫は、資金の借入れをしてはならない。

(債券の発行)

- 第二十四条の二 公庫は、主務大臣の認可を受けて、農林漁業金融公庫債券(以下この条及び次条において「債券」という。)を発行することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、公庫は、債券を失つた者に対し交付するため必要があるときは、政令で定めるところにより、債券を発行することができる。
- 3 前二項の規定による債券の債権者は、公庫の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。
- 4 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。
- 5 公庫は、債券の発行に関する事務の全部又は一部を本邦又は外国の銀行、信託会社又は証券業者に委託することができる。
- 6 会社法(平成十七年法律第八十六号)第七百五条第一項及び第二項並びに第七百九条(社債管理者の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行、信託会社又は証券業者について準用する。
- 7 前各項に定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

- 第二十四条の三 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号) 第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、公庫が前条第一項の規定により発行 する債券(外国通貨をもつて支払われる債券を除く。次項において同じ。)に係る債務について保証すること ができる。
- 2 政府は、前項の規定によるほか、公庫が前条第二項の規定により発行する債券に係る債務について、保証することができる。

(余裕金の運用等)

- 二十五条 公庫は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。
 - 一 国債、地方債、政府保証債(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。) 又は銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券の 保有
 - 二 財政融資資金への預託
 - 三 銀行又は農林中央金庫への預金
 - 四 前三号の方法に準ずるものとして主務省令で定める方法
- 2 前項に規定する方法による余裕金の運用は、安全かつ効率的に行わなければならない。
- 3 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。

→公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)

(事業年度)

第二条 公庫の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(決算の完結)

第十七条 公庫は、毎事業年度の決算を翌年度の五月三十一日までに完結しなければならない。

(財務諸表の作成、提出等)

- 第十八条 公庫は、毎事業年度、損益計算書、貸借対照表及び財産目録(これらの書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして財務大臣が定めるものをいう。次条第一項において同じ。)を含む。以下「財務諸表」という。)を作成し、当該財務諸表に関する監事の意見を付して、決算完結後一月以内に主務大臣を経由して財務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 公庫は、前項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、 財務諸表、附属明細書及び業務報告書並びに同項の監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、 財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
- 3 前項に規定する附属明細書及び業務報告書に記載すべき事項は、財務省令で定める。

(決算報告書の作成、提出等)

- 第十九条 公庫は、決算完結後第五条第四項及び第九条第一項に規定する予算の区分に従い、毎事業年度の決算報告書(当該決算報告書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下第二十一条までにおいて同じ。)を作成し、当該決算報告書に関する監事の意見を付し、かつ、前条第一項の規定による財務大臣の承認を受けたときは、当該承認に係る当該事業年度の財務諸表を添え、遅滞なく主務大臣を経由して財務大臣に提出しなければならない。
- 2 財務大臣は、前項の規定により決算報告書の提出を受けたときは、これに同項の財務諸表を添え、内閣に送付しなければならない。
- 3 公庫は、第一項の規定による提出を行つたときは、遅滞なく、同項の決算報告書及び監事の意見を記載した書面を、各事務所に備えて置き、財務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。
- 4 第一項に規定する決算報告書の形式及び内容については、財務大臣が定める。

(決算報告書等の会計検査院への送付)

第二十条 内閣は、前条第二項の規定により公庫の決算報告書の送付を受けたときは、同条第一項の財務諸表 を添え、翌年度の十一月三十日までに、会計検査院に送付しなければならない。

(決算報告書等の国会への提出)

第二十一条 内閣は、会計検査院の検査を経た公庫の決算報告書に第十九条第一項の財務諸表を添え、国の歳 入歳出決算とともに国会に提出しなければならない。

■その他

財務諸表の作成方法等については、「特殊法人等会計処理基準」(昭和六十二年十月二日財政制度審議会公企業会計小委員会報告)に準拠している。

【参考情報】行政コスト計算財務書類(概要)

当公庫は、国から出資を受けている特殊法人のひとつとして、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会の報告書「民間企業と同様の会計処理による財務諸表の作成と行政コストの開示」(平成13年6月)に基づき、行政コスト計算財務書類を作成し、公表しています。

「行政コスト計算財務書類」の体系

行政コスト計算書

添付 民間企業仮定貸借対照表

民間企業仮定損益計算書

キャッシュ・フロー計算書

民間企業仮定株主資本等変動計算書

附属明細書

行政コスト計算財務書類とは、特殊法人などについて、説明責任の確保と透明性の向上の観点から、最終的に国民負担に帰すべきコストを集約表示する書類です。個々の特殊法人などの会計処理上の特性を捨象し、特殊法人などが民間企業として活動を行っていると仮定し、企業会計原則に準拠した財務書類を作成するとともに、通常の損益計算ではコストとして認識されない、政府出資金など国の財政措置に係る機会費用もコストとして認識したうえで、行政コストを算出しています。

「行政コスト」 =

「民間企業仮定損益計算書上の費用」-「自己収入」(※)+「政府出資等国の財政措置に係る機会費用」

(※) 一般会計からの補給金などを除く収益

一行政コスト計算書

科目	平成17年度	平成18年度
I 業務費用	38,361	30,717
仮定損益計算書上の費用	113,571	98,272
資金調達費用	83,657	71,681
営業経費	24,302	23,253
その他経常費用	5,544	3,311
特別損失	67	25
(控除)業務収入	△ 75,210	△ 67,555
資金運用収益	△ 73,292	△ 65,709
その他経常収益	△ 291	△ 272
特別利益	△ 1,626	△ 1,572
Ⅱ 機会費用	7,189	7,100
政府出資等の機会費用	5,485	5,121
低利借入金に係る機会費用	1,682	1,965
公務員からの出向職員に係る退職給付引当金増加額	21	14
Ⅲ 行政コスト	45,550	37,817

■民間企業仮定貸借対照表

(単位:百万円)

科目	平成17年度末	平成18年度末
(資産の部)		
現金預け金	28,795	38,898
基金預託金	6,500	6,500
	1,796	2,227
貸出金	3,101,006	2,938,986
未貸付額	△ 91,529	△ 57,570
受託者勘定	1,802	1,504
その他資産	20,986	17,731
動産不動産	19,286	_
減価償却累計額	△ 6,447	_
有形固定資産	_	12,333
無形固定資産	_	405
貸倒引当金	△ 28,475	△ 24,657
資産の部合計	3,053,721	2,936,359
(負債の部)		
借用金	2,561,922	2,442,139
債券	145,500	138,907
寄託金	28,755	32,050
その他負債	19,638	17,611
賞与引当金	662	635
	18,517	18,445
負債の部合計	2,774,997	2,649,790
(資本の部)		
資本金	316,437	_
政府出資金	316,437	_
欠損金	△ 37,712	_
繰越欠損金	△ 37,143	_
当期利益金(損失金)	△ 569	_
資本の部合計	278,724	_
負債及び資本の部合計	3,053,721	_
(純資産の部)		
資本金	_	316,867
政府出資金	_	316,867
利益剰余金	_	△ 30,297
その他利益剰余金	_	△ 30,297
繰越利益剰余金	_	△ 30,297
純資産の部合計	_	286,569
負債及び純資産の部合計	_	2,936,359

■民間企業仮定損益計算書

		(+12 - 17))
科 目	平成17年度	平成18年度
経常収益	111,375	104,114
資金運用収益	73,292	65,709
(うち貸出金利息)	73,287	65,654
政府補給金収入	37,792	38,132
その他経常収益	291	272
経常費用	113,504	98,246
資金調達費用	83,657	71,681
営業経費	24,302	23,253
その他経常費用	5,544	3,311
経常利益(損失)	△ 2,128	5,868
特別利益	1,626	1,572
特別損失	67	25
当期利益金(損失金)	△ 569	_
当期純利益	_	7,414

■キャッシュ・フロー計算書

科 目	平成17年度	(単位:百万円) 平成18年度
	1 /20 / 7 / 1/2	1700100
貸付金回収による収入	405,358	367,642
貸付けによる支出	△ 245,172	△ 246,240
貸付金利息収入	76,270	68,173
長期借入金による収入	190,705	181,799
短期借入金による収入	209,000	214,000
債券の発行による収入	22,989	22,983
長期借入金の返済による支出	△ 395,785	△ 301,582
短期借入金の返済による支出	△ 209,000	△ 214,000
債券の償還による支出	_	△ 29,500
借入金利息支出	△ 85,118	△ 71,201
	△ 1,631	△ 1,855
	△ 97	△ 125
政府補給金収入	37,792	38,132
	3,190	3,790
	△ 1,419	△ 495
	△ 10,252	△ 9,975
業務委託費支出	△ 9,332	△ 8,636
事務費支出	△ 2,029	△ 2,096
その他利息収入	4	50
その他収入	1,915	1,759
 その他支出	△ 1,734	△ 2,370
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 14,348	10,252
Ⅱ 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 800	△ 430
動産不動産の取得による支出	△ 438	_
動産不動産の売却による収入	2	_
ーニー 有形固定資産の取得による支出	_	△ 285
無形固定資産の取得による支出	_	△2
ーニー 有形固定資産の売却による収入	_	137
その他収入	_	1
	△ 1,236	△ 579
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー		
一般会計出資金受入による収入	4,800	430
財務活動によるキャッシュ・フロー	4,800	430
IV 現金及び現金同等物に係る換算差額	_	_
V 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△ 10,784	10,103
VI 現金及び現金同等物期首残高	39,579	28,795
VII 現金及び現金同等物期末残高	28,795	38,898

民間企業仮定利益金処分計算書(損失金処理計算書)及び民間企業仮定株主資本等変動計算書

(民間企業仮定利益金処分計算書(損失金処理計算書))

(単位:百万円)

科目	平成17年度
当期未処分利益金(未処理損失金)	△ 37,712
前期繰越利益金(損失金)	△ 37,143
当期利益金(損失金)	△ 569
利益金処分額(損失金処理額)	_
次期繰越利益金(損失金)	△ 37,712

(民間企業仮定株主資本等変動計算書)

(単位:百万円)

	株主資本				
		利益剰余金			
	資本金	その他利益剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	合計
		繰越利益剰余金	合計		
平成18年3月31日残高	316,437	△ 37,712	△ 37,712	278,724	278,724
当事業年度変動額					
資本金の増減	430			430	430
当期純利益		7,414	7,414	7,414	7,414
当事業年度変動額合計	430	7,414	7,414	7,844	7,844
平成19年3月31日残高	316,867	△ 30,297	△ 30,297	286,569	286,569

■行政コスト計算財務書類 重要な会計方針等

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券について、総平均法による償却原価法によっております。 その他有価証券のうち時価のないものについては、総平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物3年~50年

動産5年~20年

(2) 無形固定資産(ソフトウェア)

ソフトウェア(公庫内利用分)については、公庫内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

貸倒引当金は、金融庁作成の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアルについて(平成11年7月1日金検第177号、平成19年2月16日改訂)」に定める基準に準じ、次のとおり計上しております。

破産、手形交換所の取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担

保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が監査しており、その査定結果に基づいて、上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しております。

直接償却額 17年度 5,100百万円 18年度 3,659百万円

(2) 賞与引当金

役員及び職員に対して支給する期末手当及び奨励手当の支出に充てるため、翌期賞与支給見込額のうち 当期対応分を計上しております。

(3) 退職給付引当金

役員及び職員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、 必要額を計上しております。

なお、退職給付引当金に関する事項は以下のとおりであります。

①採用している退職給付制度の概要

当公庫は、確定給付型の制度として、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。厚生年金基金制度については、当公庫は公庫厚生年金基金制度に加入しております。

②退職給付債務に関する事項

(単位:百万円)

区	分	平成17年度末	平成18年度末
退職給付債務	(A)	△ 30,335	△ 29,493
年金資産	(B)	9,688	9,928
未積立退職給付債務	(C) = (A) + (B)	△ 20,646	△ 19,564
未認識数理計算上の差異	(D)	2,600	2,243
未認識過去勤務債務	(E)	△ 472	△ 1,124
貸借対照表上計上額純額	(F) = (C) + (D) + (E)	△ 18,517	△ 18,445
前払年金費用	(G)	_	
退職給付引当金	(F) – (G)	△ 18,517	△ 18,445

③退職給付費用に関する事項

区 分	平成17年度	平成18年度
勤務費用	886	857
利息費用	600	606
期待運用収益	△ 420	△ 503
過去勤務債務の費用処理額	△ 67	△ 147
数理計算上の差異の費用処理額	523	405
その他(臨時に支払った割増退職金等)	_	_
退職給付費用	1,522	1,217

④ 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

区 分	平成17年度末	平成18年度末
(1)割引率	2.0%	2.0%
(2) 期待運用収益率	5.2%	5.2%
(3) 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準	期間定額基準
(4) 過去勤務債務の処理年数	10年(発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により費用処理しております。)	10年(発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により費用処理しております。)
(5) 数理計算上の差異の処理年数	10年(発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。)	10年(発生年度の役員及び職員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理しております。)

4. キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金及び預け金」及び「売戻し条件付現先(買現先勘定)」であります。

現金及び現金同等物と貸借対照表に掲記されている科目との関係は以下のとおりであります。

現金預け金 17年度末 28,795百万円 18年度末 38,898百万円 現金及び現金同等物 17年度末 28,795百万円 18年度末 38,898百万円

5. その他の重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

(2) 繰延資産の処理方法

債券発行費は、支出時に全額費用として処理しております。

(3) 基金預託金

「経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律」(昭和33年)の規定により、非補助 小団地等土地改良事業助成基金に充てるものとして、昭和33年に政府から出資されたものであり、預託 先は財政融資資金であります。

(4) 未貸付額

貸付対象事業の進捗に応じて借入者が必要とする金額を証拠書類を確認のうえ払い出すという資金規制 に基づき、貸付実行後も公庫に一時留保される貸付金であります。

(5) 寄託金

「林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法」(昭和54年)に基づき、森林整備活性化資金(無利子資金)を貸付けるため、その財源として農林漁業信用基金から受け入れている金額であります。

6. 機会費用の計上基準

(1) 政府出資に係る機会費用

政府出資金の期末残高に、決算日における10年もの国債の利回りを乗じて得られる額を計上しております。

17年度利回り 277回債利回り1.770%

18年度利回り 285回債利回り1.650%

(2) 通常の資金調達よりも有利な条件による資金調達に係る機会費用

当公庫の各年度における通常の資金調達に係る新規調達金利により当該資金を調達したと仮定した場合の支払利息相当額と、実際の支払利息との差額に相当する金額を計上しております。

(3) 公務員からの出向職員に係る機会費用

公務員からの出向職員に係る、自己都合による期末退職手当所要額と期首退職手当所要額の差額を計上しております。

17年度末出向職員数 19名

18年度末出向職員数 16名

7. 行政コスト計算財務書類を作成する日までに発生した重要な後発事象

該当ありません。

8. 重要な会計方針の変更

17年度

固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を平成17年度から適用しております。これにより、平成17年度当期損失金は6百万円増加しております。

なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

18年度

(1) 金融商品に関する会計基準

債券発行差金は従来、資産として計上し、債券の償還期間にわたり均等償却を行っておりましたが、「金融商品に関する会計基準」(会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以降に終了する事業年度から適用することに伴い、当事業年度から改正会計基準を適用し、債券は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価格をもって貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「その他資産」中の債券発行差金は92百万円、「債券」は92百万円、それぞれ減少しております。

(2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当事業年度から適用しております。

当事業年度末における従来の「資本の部」に相当する金額は286,569百万円であります。

なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則及び銀行法施行規則の 改正に伴い、改正後の財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。

9. 追加情報、表記方法の変更

17年度 追加情報

減損損失

以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額
遊休	建物	島根県	6百万円
計		6百万円	

(経緯)

上記について、現在は遊休資産としております。今後は処分を予定しており、回収可能価額と帳簿価額に著しい乖離があることから、減損損失を認識しました。

(グルーピングの方法)

全体をひとつの資産グループとし、遊休資産については個々の物件単位でグルーピングをしております。 (回収可能価額の算定方法)

正味売却価額、不動産鑑定評価額等

18年度 表示方法の変更

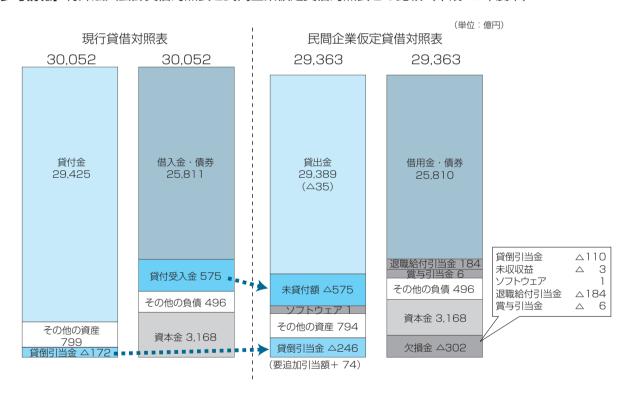
「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)により改正され、平成18年4月1日以降開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当事業年度から下記のとおり表示を変更しております。

(貸借対照表関係)

- (1) 「動産不動産」は、「有形固定資産」又は「無形固定資産」に区分して表示しております。
- (2) 「その他資産」に含めて表示していた「ソフトウェア」は、「無形固定資産」に含めて表示しております。 (キャッシュ・フロー計算書関係)

「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」は「有形固定資産の売却による収入」等として表示しております。

【参考情報】特殊法人会計貸借対照表と民間企業仮定貸借対照表との比較(平成18年度末)



【参考情報】自己資本比率

(単位:億円)

	平成18年度
資本勘定	2,865
貸倒引当金	96
自己資本計(A)	2,962
資産(オンバランス)項目	18,255
オフ・バランス取引項目	_
リスクアセット計(B)	18,255
自己資本比率((A)/(B)×100)	16.23%

⁽注) 自己資本比率は、行政コスト計算財務書類を基に、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示により定められた算式に基づいて算出したものです。

【参考情報】資産内容の開示

1 自己査定と償却・引当

当公庫は、金融検査マニュアルに準拠した自己査定基準に基づき資産の自己査定を厳格に実施しています。

自己査定に当たっては、取引先の状況に応じて次のとおり「正常先」「要注意先」「破綻懸念先」「実質破綻先」「破綻先」の5つの区分に分け、さらに、担保・保証などの状況を勘案して債権の回収の危険性の度合いに応じて非分類~IV分類の区分に分類しています。

正常先 業況が良好であり、かつ、財務状況に も特段の問題がない債務者

要注意先 貸付条件に問題がある債務者、履行状 況に問題がある債務者のほか、業況が 低調ないし不安定な債務者又は財務内 容に問題がある債務者など今後の管理 に注意を要する債務者

破綻懸念先 現状、経営破綻の状況にはないが、経 営難の状態にあり、経営改善計画など の進捗状況が芳しくなく、今後、経営 破綻に陥る可能性が大きい債務者

実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実は発生 していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しがない状態にあるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻先 破産、清算、会社整理、会社更生、民 事再生、手形交換所の取引停止処分な どの事由により経営破綻に陥っている 債務者 自己査定の結果、回収不能又は無価値とされる資産のうち一定の要件を満たすものについては、「公庫の国庫納付金に関する政令」(昭和26年政令第162号)の規定に基づき財務大臣の承認を得て直接償却を実施しており、平成18年度の処理額は84億円となりました。

なお、貸倒引当金については「滞貸償却引当金への繰入額について」(昭和57年3月31日付け大蔵省銀行局長通達)に基づき、貸付金残高から貸付受入金の額を控除した額の1000分の6以内と定められており、平成18年度は172億円の繰入(繰入率1000分の5.9)を行っていますが、別表の「自己査定と開示債権の関係」は、財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会が平成13年6月に公表した「特殊法人等に係る行政コスト計算書作成指針」に基づき、「金融検査マニュアル」「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に準じて算出したものです。

また、「2 リスク管理債権」「3 金融再生法に基づく 開示債権」は、民間金融機関並みに部分直接償却 (注) に 準じた会計処理を行ったものとして掲載しております。

(注) 部分直接償却とは、資産の自己査定により回収不能又は無価値と 判定した担保・保証付債権などについて、債権額から担保の評価額 及び保証などによる回収が可能と認められる額を控除した残額を貸 倒償却することをいいます。

2 リスク管理債権

当公庫は銀行法の適用はありませんが、自己査定結果 を踏まえて民間金融機関と同様の基準に従って算出した ものです。 リスク管理債権の定義は次のとおりです。

- (1) 破綻先債権:自己査定の結果、破綻先に区分された債務者に対する貸付金
- (2) 延滞債権:自己査定の結果、実質破綻先及び破綻 懸念先に区分された債務者に対する貸付金
- (3) 3か月以上延滞債権:要注意先に対する貸付金のうち、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸付金
- (4) 貸出条件緩和債権:要注意先に対する貸付金のうち、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金

リスク管理債権(部分直接償却実施後)

(単位:百万円)

	2007.3期	2006.3期対比	2006.3期
破綻先債権	1,848	△555	2,404
延滞債権	79,638	1,214	78,423
3か月以上延滞債権	4,151	△1,958	6,109
貸出条件緩和債権	87,748	△15,181	102,930
合計	173,386	△16,481	189,868
貸付金残高に対する比率	5.90%	△0.22%	6.12%
(部分直接償却実施額)	3,514	△1,428	4,943

3 金融再生法に基づく開示債権

当公庫は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(以下「金融再生法」という。)の適用はありませんが、民間金融機関と同様の基準に従い算出したものです。

金融再生法に基づく開示債権についても、自己査定結果をベースにしており、自己査定の破綻先及び実質破綻先に対する債権を「破産更生債権及びこれらに準じる債権」、破綻懸念先に対する債権を「危険債権」、要注意先に対する債権のうち3か月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権を「要管理債権」として開示しています。

金融再生法開示債権(部分直接償却実施後)

	2007.3期	2006.3期対比	2006.3期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	10,369	△1,778	12,148
危険債権	71,155	2,437	68,718
要管理債権	91,899	△17,139	109,039
小計	173,425	△16,480	189,906
正常債権	2,783,283	△148,206	2,931,490
合計	2,956,709	△164,687	3,121,396
(部分直接償却実施額)	3,659	△1,441	5,100

(別表) 自己査定と開示債権の関係

(単位:億円) 担保·保証· 自己査定における 貸倒 金融再生法に 非分類 Ⅱ分類 Ⅲ分類 Ⅳ分類 リスク管理債権 引当金による 債務者区分 引当金 基づく開示債権 保全率 引当金、担保、保証 による保全部分 破綻先 引当率 (部分直 破綻先債権 100% 接償却) 18 18 103 引当金は (36) (うち引当金 19) 100% 非分類に 実質破綻先 延滞債権 149 計上 85 引当金、担保、保証 による保全部分 555 156 引率45.4% 破綻懸念先 危険債権 78.0% 引当金は非分類に計上 711 (うち引当金 129) 796 3か月以上延滞債権 要管理 債権 要管理先 債権額に 対する引当率 41 6.4% 貸出条件緩和債権 要注意先 1.002 499 502 877 その他要注意先 96 債権額に 正常債権 対する引当率 5,641 3,763 1,877 0.3% 正常先 債権額に 対する引当率 22,107 22,107 27,832 0.07% 貸倒引当金合計 総与信 開示債権合計 リスク管理債権合計

(注)リスク管理債権の合計額と、金融再生法に基づく開示債権のうち「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」 の合計額との差額は、金融再生法に基づく開示債権に含まれる貸付金以外の債権です。

246

29,567

29,567

【参考情報】政策コスト分析

政策コスト分析とは、財政投融資を活用している事業に対して、一定の前提条件を設定して、①国から将来にわたって投入される補給金等と、②これまで投入された出資金による利払軽減効果(国にとっての機会費用)などの額を各機関が試算したものです。平成19年度の分析結果は、財政投融資対象の特殊法人、独立行政法人等の25機関について財政制度等審議会財政投融資分科会での審議を経て、平成19年7月30日に財務省から公表されました。

当公庫の政策コスト分析では、現在価値にして 2,594億円の政策コストが将来にわたり発生するという結果になりました。分析にあたっては、①平成19年度の財政投融資計画に基づいて融資を実行したのち、平成20年度以降は新規融資を行わない、②全ての貸付金が回収される平成75年度の分析期間終了時点に、出資金を国に全額返済する、といった前提を置いて将来必要となる補給金額や政府出資金等の機会費用などを算出しました。

■ **〈参考〉**財務省から公表された農林漁業金融公庫の政策コスト分析(概要)

1. 財政投融資を活用している事業の主な内容

農林漁業者や食品の製造・加工・流通の事業を営む者に対し、農林漁業の生産力の維持増進、食料の安定供給の確保のため、民間金融機関では対応が困難な長期・低利の資金を融通している。

(参考) 財投対象外の事業としては、担い手育成農地集積資金及び森林整備活性化資金の融通等がある。

2. 財政投融資計画額等

(単位:億円)

19年度財政投融資計画額	18年度末財政投融資残高見込み
1,700	25,246

3. 当該事業の成果、社会・経済的便益など

(1) 昭和28年度~平成17年度貸付実績(累計) 372万2千件 17兆1,484億円(※) 平成17年度貸付実績 8千件 2,371億円(※) 平成17年度末貸付残高 24万3千件 2兆9.807億円(※) 平成19年度貸付計画額 3,500億円

(※)担い手育成農地集積資金及び森林整備活性化資金に係るものを除く。

(2) 農業分野への支援

「食料・農業・農村基本法及び基本計画」の政策展開に沿った資金の融通を通じ、担い手農業者の創意 工夫や主体性を発揮した経営改善の取組や環境保全を重視した取組を支援している。

- ① これからの農業生産を担う39万経営体の17%が生産施設の整備等に公庫資金を利用。
- ② 効率的かつ安定的な農業経営の実現を目指す認定農業者(農業経営改善計画の認定を受けた農業者)の 13%、26千経営体が公庫資金(農業経営基盤強化資金)を利用。これを法人経営に限ってみれば、公 庫資金を利用している者の割合は35%を占める。
- ③ 認定農業者を育成・支援するため、平成17年度に農業経営基盤強化資金を2,590先に対し646億円融資。 これら融資先全体で、平成21年度までに農業粗生産額915億円、農業所得394億円の増加が見込まれる。
- ④ また、農業経営基盤強化資金の融資後において、49%の経営体で収益性の向上がみられるほか、30% の経営体で生産が拡大するなど、公庫融資は担い手の経営改善に大きく貢献(農林公庫実施の貸付先経 営動向把握調査の結果)。
- ⑤ 農地の生産性向上を図るは場整備事業(主に水田を対象)では、85%が公庫資金を利用しており、平成17年度においては122億円の融資を実行している。事業実施による生産性の向上効果や洪水防止機能などの年効果額は164億円と試算される。
- ⑥ 台風や鳥インフルエンザなど予期せぬ災害や社会的・経済的環境の変化等により一時的に業況が悪化した農業者に対し経営再建に必要な融資を実行。これにより、平成17年度は1,946人の就業機会の維持

に貢献。

⑦ 農業の生産過程で生じる家畜糞尿利用促進等のため、平成17年度は207先に51億円を融資。事業の実施により年間処理量は213万 t 増加。

(3) 林業分野への支援

「森林・林業基本法」の政策展開に沿った資金の融通を通じ、多面的機能を有する森林の整備などを積極的に支援している。

- ① 造林等を行う林業者のうち、公庫資金を利用した林業者の経営森林面積336万 h a は全国の森林面積の 14%を占める。大規模経営体(経営森林100ha以上)の全経営面積のうち、公庫資金を利用している 経営体の面積は53%を占める。
- ② 水源のかん養、林産物供給など森林の有する多面的・公益的機能を持続的に発揮させるため、これまで 63万 h a の森林に対し、森林の長期育成や広葉樹の導入など多様な森林への転換を支援。

当該融資により多面的・公益的機能が維持され、その評価額は表面浸食防止機能で7,311億円、水質 浄化機能で3,787億円等総額1.8兆円と試算される。

(4) 漁業分野への支援

「水産基本法」の政策展開に沿った資金の融通を通じ、水産物の安定供給や水産資源の持続的利用を確保するための担い手支援等を積極的に支援している。

- ① 日本の漁業生産の主体となる海面漁業生産のうち、公庫融資対象漁船による生産額は1,775億円、生産量は1,243千 t (全国生産量の28%)。国民に対する水産物の安定的な供給に資するほか、約12千人の漁船乗組員の雇用を創出・維持しており、漁村地域の就労機会の確保に貢献している。
- ② 国内の漁業・養殖業生産量の5割を占める遠洋・沖合漁業について、遠洋漁業者の49%、沖合漁業の中心である大中型まき網漁業者の56%で公庫資金が利用され、まぐろ、あじ、いわし等の安定供給に寄与している。

4. 当該事業に関する政策コスト分析の試算値

[政策コスト] (単位:億円)

区分	平成18年度	平成19年度	増 減
1. 国からの補給金等	1,833	1,559	△274
2. 国への資金移転	△1,627	△1,546	+81
1~2 小計	206	13	△193
3. 国からの出資金等の機会費用分	2,745	2,581	△164
1~3 小計	2,951	2,594	△357
4. 欠損金の減少分	_		_
1~4 合計=政策コスト(A)	2,951	2,594	△357
分析期間(年)	57	57	_

[投入時点別政策コスト内訳]

(単位:億円)

区 分	平成18年度	平成19年度	増減
(A) 政策コスト(再掲)	2,951	2,594	△357
①分析期首までに投入された出資金等の機会費用分	2,745	2,580	△165
②分析期間中に新たに見込まれる政策コスト	206	14	△192
国からの補給金等	1,833	1,559	△274
国への資金移転	△ 1,627	△ 1,546	+81
剰余金等の増減に伴う政策コスト	_	_	_
出資金等の機会費用分	_	1	+1

[経年比較分析] (単位:億円)

区分	平成18年度	平成19年度	増 減
(A) 政策コスト(再掲)	2,951	2,594	△357
(A')(A) を18年度分析と同じ前提金利で再計算した政策コスト	2,951	2,910	△41
(B) (A') のうち19年度以降に発生する政策コスト	2,532	2,910	+378

19年度の政策コストは2,594億円である。18年度と19年度の前提金利の変化による影響を捨象し、19年度以降に発生する政策コストを 比較すると、実質的な政策コストは18年度から378億円増加したと分析される。このような実質的なコスト増は、主に以下のような要因 によるものと考えられる。

- 繰上償還の減 (+35億円)
- ・18年度見込み改定によるコスト増 (+169億円)
- ・その他の要因(19年度新規融資分の業務委託費・事務費等によるコスト増等) (+174億円)

[発生要因別政策コスト内訳]	

[発生要因別政策コスト内訳]	(単位:億円)
(A) 19年度政策コスト(再掲)	2,594
①繰上償還	47
②貸倒	810
③その他(利ざや等)	1,737

[前提条件を変化させた場合]

変化させた前提条件とその変化幅	政策コスト(増減額)
貸付金利及び調達金利+1%	2,627 (+33)
	増減額のうち機会費用の増減額 -

<参考> 補給金・出資金等の19年度予算計上額 補給金等:419億円

出資金等: 1億円

(単位:億円)

5. 分析における試算の概要及び将来の事業見通し等の考え方

- ①財政投融資資金を財源としている全ての融資事業を試算の対象としている。
- ②既往の貸付金残高見込2兆8,887億円(平成18年度末予定額)に加え、平成19年度の事業計画(3,357 億円) に基づき貸付けを実行した場合について試算している。
- ③分析期間は、既往の貸付金に加え平成19年度の事業計画(3,357億円)に基づく貸付金が全て回収され るまでの57年間としている。
- ④以上のような考え方の下に、設定された前提条件に従って、当該事業の遂行に必要な補給金等を試算した。 なお、平成33年度以降は国庫納付が見込まれている。
- ⑤公庫の貸付金利については、平成19年度に2.769%の固定金利で貸付けることとしている。
- ⑥繰上償還率については、過去10年間(8~17年)の平均繰上償還率(5.96%)を、貸付金償却率につい ては、過去5年間(13~17年)の平均貸付金償却率(0.41%)を、それぞれ見込んでいる。

	(実績)			(見込み)	(計画)		(試算前提)		
年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	•••	
繰上償還率	6.35%	7.05%	6,58%	4.73%	4.28%	4.14%	5.96%	5.96%	同左		
貸付金償却率	0.37%	0.49%	0.45%	0.29%	0.26%	_	0.41%	0.41%	同左		

②政策コスト分析における貸倒償却累計額は、各年度の償却額にばらつきがあることから、過去5年間の平 均貸付金償却率を基に積算した結果905億円を見込んでいる。

実績値の平均による上記方式の他に、平成18年7月に公表された行政コスト計算書においては、民間の企 業会計原則に準拠して貸倒償却・引当額を計算すると336億円(平成17年度末)となっている。

政策コスト分析における貸倒償却累計額は、民間の企業会計原則に準拠して計算した金額を上回っている が、これは、近年貸倒償却を積極的に進めてきたことが平均貸付金償却率に反映した結果である。

6. 補助金等が投入される理由、仕組み、国庫納付根拠法令等

農林漁業は、自然条件の制約を受けること、零細経営が多いこと等から、経営が不安定であり、収益性が 低い上に、投下資本の回収に長期間を要するという特徴を有している。

農林漁業金融公庫は、こうした特徴を有する農林漁業分野等に対し、一般の金融機関では対応し難い長 期・低利の資金を融通することを目的としており、これに必要な経費等を補填するために一般会計から所要 の補給金を受けている。

(根拠法令等)

- ・補給金については、根拠法令はない(予算措置)。
- ・出資金及び国庫納付については、農林漁業金融公庫法において定められている。

(農林漁業金融公庫法)

- 第4条 公庫の資本金は、政府の出資金 3,046億37百万円及び経済基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律(昭和33年法律第169号)第10条の規定により同法第11条第1項に規定する非補助小団地等土地改良事業助成基金に充てるものとして政府から出資された65億円の合計額とする。
- 2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、公庫に追加して出資することができる。
- 第23条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならない。

7. 特記事項など

- ①「株式会社日本政策金融公庫法」(平成19年5月18日成立)において、当公庫は平成20年10月1日に解散し、一切の権利義務は国が承継する資産を除き、同日設立される新機関(株式会社日本政策金融公庫)が承継することとなっている。
- ②農林漁業者等に対して、民間金融機関では対応が困難な長期・低利かつ固定金利の資金を安定的に供給するために必要な政策に係る政策コストを示している。
- ③これまでの政策コストの推移は以下の通り。

12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
4,792億円	4,990億円	4,129億円	3,076億円	3,004億円	3,184億円	2,951億円	2,594億円

用語集

担い手

「担い手」とは、労働時間・所得が他産業と遜色ない水準の効率的かつ安定的な農業経営及びこれを目指して経営改善に取り組む農業経営をいいます。

構造改革の立ち遅れが課題となっている土地利用型 農業においては、個別経営のみならず、集落を基礎と した集落営農のうち、一元的に経理を行い法人化する 計画をもっているなど、経営主体としての実態があり、 将来、効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込 まれるものを「担い手」として位置付けています。

「担い手」の明確化を図るための具体的な仕組みとしては、農業者自らの申請に基づき地域の実態を踏まえて担い手を明確にする「認定農業者制度」があります。

・効率的かつ安定的な農業経営

主たる従事者の年間労働時間が他産業従事者と同等であり、主たる従事者一人当たりの生涯所得が他産業従事者と遜色ない水準を確保し得る生産性の高い営農を行う経営。

· 認定農業者

認定農業者とは、「農業経営基盤強化促進法」の農業経営改善計画認定制度に基づき、市町村の認定を受けた個人及び法人を指します。

国が規模などの一律の基準で担い手を選ぶのではな く、市町村が地域の農業経営者の意欲や能力を尊重 して認定しています。

スーパー^{エル}L

農業経営基盤強化資金の略称。当公庫が認定農業者を対象に、農地取得、施設整備等に必要な長期資金を低利で融通する制度資金です。

サニウサンカンチィキ 中山間地域

平野の周辺部から山間地に至るまとまった平坦な耕地が少ない地域を指します。農業統計の経済地帯区分における農山村・山村地帯にあたります。しかし、これらの地域では、①森林や急傾斜地が多く平坦な耕地が少ない、②都市や市街地への交通条件が悪い、③過疎化や高齢化が進行し就業機会が少ないこと等から、経営規模の拡大や生産性の向上などによる農業の振興や地域の活性化を図るうえで、平地の農村等に比べて不利な面が多くみられます。

森林・林業基本法

森林及び林業に関する施策について、基本理念及び その実現を図るのに基本となる事項を定めた法律(昭和39年7月9日法律第161号)です。

森林の有する多面的機能の発揮と林業の持続的かつ 健全な発展を基本理念とし、このための施策として、 森林整備の推進、望ましい林業構造の確立、林産物の 利用の促進等を掲げるとともに、国、地方公共団体、 森林所有者の責務等を明らかにしています。

さらに、政府は施策の総合的かつ計画的な推進のため、施策の基本的な方針、森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標、政府が講ずべき施策等について定めた森林・林業基本計画を策定し、公表することとしています。

シンリンノモッタメンテキキノウ 森林のもつ多面的機能

森林は、建築などで使う木材を産出するほかに、雨水を浄化し生活に不可欠な水を供給したり、洪水や表土の侵食、土砂災害などを防止する機能をもっています。また、二酸化炭素を吸収し地球温暖化を防止し、さらに昨今では、癒しの機能も注目されているところです。(多面的機能…二酸化炭素吸収、化石燃料代替、表面侵食防止、表層崩壊防止、洪水緩和、水資源貯留、水質浄化、保健・レクリエーション)

チョウバッキセギョウ

木材を伐採する通常の主伐の林齢のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林施業のこと。なお、通常の主伐林齢はスギで40年程度です。

スイサンキホンホウ 水産基本法

水産に関する施策について、その基本理念及び施策 の方向性等を定めた法律(平成13年6月29日法律第 89号)です。

水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を基本理念とし、水産施策の総合的かつ計画的な推進を図るための水産基本計画の制定を定めているほか、水産資源の適切な保存管理、増養殖の推進、輸出入に関する施策、効率的かつ安定的な漁業経営の育成、水産加工業及び流通業への施策、漁業基盤の整備、漁村振興等の施策の方向性を定めています。

単なる漁業振興だけでなく、水産加工業・流通業と

いった周辺産業への施策、漁業者に対する自助努力規 定、消費者の役割に関する規定などが包括的に規定さ れていることが特徴です。

ノウギョウ・ショクリョウカンレンサンギョウノケイザイケイサン 農業・食料関連産業の経済計算

食料関連産業は、農・漁業と食品製造業、外食産業、食品流通業からなる食品産業と関連する資材供給産業や関連流通産業等から成り立っています。これら食料供給に関係する各種産業の経済規模は、農林水産省が公表している「農業・食料関連産業の経済計算」によれば、平成15年度101兆8423億円で、全産業の国内生産額約918兆円のうち1割強を占めています。このうち、農・漁業が11兆6581億円で、農産物などを加工・販売する食品製造業は35兆6281億円、外食産業は20兆9619億円、関連流通業は28兆4863億円と、いずれも農・漁業の2~3倍の生産額となっています。このように、農・漁業の生産物はその9倍もの生産を生みだし、食品産業と連携して、一大産業分野を形成しています。

ノウギョウバンスコアリングサービス 農業版スコアリングサービス

民間金融機関が農業融資に積極的に参入できる環境整備の一環として、当公庫と業務協力に関する協定等を締結している金融機関を対象に、当公庫が開発した農業版スコアリングモデルを用いて個別農業経営の信用力評価結果をインターネットを通じて提供するものです。

農業版スコアリングモデルは農業経営の特性を考慮し、財務データだけではなく生産に関するデータや定性的な情報を加味し、さらに営農類型ごとの特徴も加えて当公庫が独自に開発したものです。

おまりチョウユウシ

通常、複数の金融機関が同一企業に対し使途を同じ くする資金を共通の条件のもとで分担協力して融資す ることをいいますが、当公庫の場合、同一の条件で他 金融機関が融資することはほとんどなく、厳密な意味 での協調融資は少ないのが実態です。

ザイセイユウシシキン、ザイトウキカンサイ 財政融資資金、財投機関債

公庫資金の原資は、主として「財政融資資金」から 調達しています。この財政融資資金は、財政融資資金 特別会計において、主として国債(財投債)の発行に より市場から調達した資金が財政投融資計画に基づい て運用されているもので、当公庫は償還期間10年及 び20年の借入を行っています。

また、平成13年度からは、当公庫が自ら債券(財 投機関債)を発行し、資本市場から直接資金調達も行っています。

イタクカシッケ ダイリカシッケ **委託貸付、代理貸付**

当公庫は、業務の一部を民間金融機関に委託しています。業務の委託を受けた受託金融機関が公庫資金を代理して貸し付けるもののうち、貸付決定権を含めた一切の業務を委託しているものを「代理貸付」、貸付決定権を除く審査・回収業務について委託しているものを「委託貸付」と呼んでおり、資金の種類によって定められています。

- ·業務委託金融機関…479機関(H19.4.1現在)
- ・委託している業務内容…借入申込の受理、貸付審査、 貸付実行、資金交付、貸付金の管理回収、実査(政 策目的に沿った資金利用の確認)などです。

スエオキキカン 据置期間

貸付実行後、資金借入による事業効果等が発現するまでの間、業務方法書に定める範囲内で、貸付金に対する利息だけをお支払いいただき元金償還を据え置く期間のことをいいます。据置期間は、当公庫の場合、償還期限の内数として表示されています。

農林漁業金融公庫法(抜粋)

(平成19年8月1日現在)

(目的)

- 第一条 農林漁業金融公庫は、農林漁業者に対し、農林漁業の生産力の維持増進に必要な長期かつ低利の資金で、農林中央金庫その他一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。
- 2 農林漁業金融公庫は、前項に規定するもののほか、食品の製造、加工又は流通の事業を営む者に対し、食料の安定供給の確保に必要な長期かつ低利の資金で、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。 (役員)
- 第八条 公庫に、役員として、総裁一人、副総裁一人、理事五人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の任期)

- 第十一条 総裁及び副総裁の任期は四年とし、理事及び監事の任期は二年とする。
- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員が欠員となつたときは、遅滞なく、補欠の役員を任命しなければならない。補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(業務方法書)

- 第二十条 公庫は、業務開始の際、業務方法書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようと するときも、同様とする。
- 2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、主務省令で定める。

農林漁業金融公庫業務方法書(抜粋)

(平成19年8月1日現在)

第一 総則

- 1 農林漁業金融公庫(以下「公庫」という。)は、この業務方法書の定めるところにより、次に掲げる資金を融通するものとする。
 - (1) 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号。以下「法」という。)第十八条第一項、第十八条の2第一項及び第十八条の3第一項に規定する資金
 - (2) 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成十一年法律第百十二号)第十一条第一項に規定する資金
 - (3) 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法(昭和五十四年法律第五十一号)第五条第四項に規定する資金
 - (4) 獣医療法 (平成四年法律第四十六号) 第十五条第一項に規定する資金
 - (5) 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)第六条第一項に規定する資金
 - (6) 特定農産加工業経営改善臨時措置法(平成元年法律第六十五号)第五条第一項に規定する資金
 - (7) 水産加工業施設改良資金融通臨時措置法(昭和五十二年法律第九十三号)第一項に規定する資金
 - (8) 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)第十条第一項に規定する資金
- 2 公庫は、政府の農林漁業に関する政策に即応し、関係行政庁との連絡に遺憾のないようにするものとする。

第四 補則

- 4 公庫は、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成十四年法律第五十二号。以下「農業法人投資法」という。)第八条第一項に規定する出資の業務を次に定めるところにより行うことができる。
 - (1) 出資の相手方
 - 農業法人投資法第五条に規定する承認会社
 - (2) 出資の限度額
 - 出資の限度額は、原則として出資を受ける者の資本の50%以内の額とする。
 - (3) 出資の方法
 - 出資は、株式取得の方法による。
 - (4) 出資により取得した株式の処分
 - 出資により取得した株式は、その出資に係る事業の計画が公庫の出資を必要としない程度にまで達成されたときその他当該株式の全部又は一部を処分することが適当であると認められるときは、事業の円滑な遂行に支障を生じないよう配慮しつつ、主務大臣の認可を受けて、なるべく速やかに処分するものとする。

認可を受けた事項

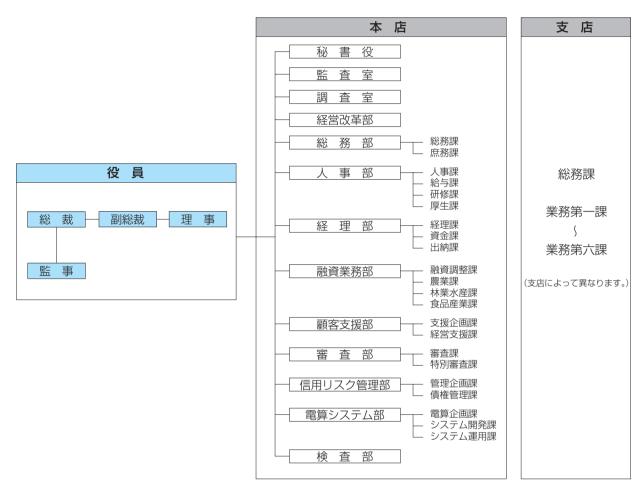
平成18年	3月30日	平成18年度第1四半期の事業計画及び資金計画並びに短期借入金の借入れの最高額について
平成18年	3月30日	平成18年度第1四半期の借入金について
平成18年	3月31日	業務方法書の一部変更について
平成18年	6月23日	平成18年度第4四半期の事業計画の変更について
平成18年	6月30日	平成18年度第2四半期の事業計画及び資金計画並びに短期借入金の借入れの最高額について
平成18年	6月30日	平成18年度第2四半期の借入金について
平成18年	7月18日	第9回農林漁業金融公庫債券の発行について
		第10回農林漁業金融公庫債券の発行について
平成18年	9月29日	平成18年度第3四半期の事業計画及び資金計画並びに短期借入金の借入れの最高額について
平成18年	9月29日	平成18年度第3四半期の借入金について
平成18年	9月29日	寄託金の受入れについて
平成18年	12月13日	農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年法律第52号)第8条第1項に
		規定する出資について
平成18年	12月28日	平成18年度第4四半期の事業計画及び資金計画並びに短期借入金の借入れの最高額について
平成18年	12月28日	平成18年度第4四半期の借入金について
平成19年	3月28日	平成18年度第4四半期の資金計画の変更について

⁽注) 平成18年度の業務について、主務大臣の認可を受けた事項です。

組織

機構

当公庫には、本店(1役2室10部)及び全国に22の支店があり、お客さまからのご融資のご相談は、全国の支店窓口で承っております。また、お近くの金融機関の窓口でご相談いただけるよう、全国の信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会のほか、銀行、信用金庫などに業務の一部を委託しております。



■役員一覧(平成19年4月1日現在)

総裁 髙木 勇樹 副総裁 浜中 秀一郎

理事 村田泰夫 理事 三木邦夫 理事 坂野雅敏

理事 福浦 久雄 理事 松本 敏夫

監事 西田 等

関連法人

公庫が出資している関連法人はありません。

■関連公益法人(平成19年4月1日現在)

財団法人 農林水産長期金融協会(基本財産73百万円、代表者 鶴岡 俊彦) 〔主な事業内容〕

- ・農林水産金融に関する調査研究、啓蒙宣伝等
- ・農林水産金融を通じた構造政策の推進又は中山間地域の活性化に資するための事業 (公庫との関係)
- ・公庫から、調査業務・公庫月報の刊行等を委託

公庫のあゆみ

	農林漁業金融公庫の業務	年度	関連の動き
	農林漁業金融公庫の設立	昭和28年(1953)	
	委託貸付による業務開始	昭和28年(1953)	
	自作農維持創設資金創設	昭和30年(1955)	廃止(平成13年)
	貸出残高1千億円突破	昭和31年(1956)	
	新規用途事業資金(現:新規用途事業等資金)創設	昭和33年(1958)	公庫法改正(昭和33年)
昭和35年	直接貸付による業務開始	昭和33年(1958)	
1960	林業経営維持改善資金(現:林業経営育成資金)創設	昭和35年(1960)	公庫法改正(昭和35年)
	乳業施設資金創設	昭和35年(1960)	公庫法改正(昭和35年)
	沿岸漁業経営安定資金創設	昭和36年(1961)	公庫法改正(昭和36年)
	事務電算化の本格的開始	昭和36年(1961)	
	現在地に本店を移転	昭和37年(1962)	
	農業構造改善事業推進資金、沿岸漁業構造改善事業推進資金創設	昭和38年(1963)	廃止(平成13年)
	総合施設資金創設	昭和43年(1968)	廃止(平成13年)
	卸売市場近代化資金(現:食品流通改善資金)創設	昭和43年(1968)	公庫法改正(昭和43年)
昭和45年	代理貸付による業務開始	昭和44年(1969)	
1970	過疎地域経営改善資金(現:振興山村・過疎地域経営改善資金)創設	昭和45年(1970)	過疎地域対策緊急措置法(昭和45年)
	貸付金残高1兆円突破	昭和45年(1970)	
	業務方法書の統合	昭和49年(1974)	
	漁業経営改善再建整備資金(現:漁業経営改善支援資金)創設	昭和51年(1976)	公庫法改正(昭和51年)
昭和55年	水産加工資金創設	昭和52年(1977)	水産加工業施設改良資金融通臨時措置 法(昭和52年)
1980	大冷害への対応	昭和55年(1980)	
	本支店オンライン開始	昭和59年(1984)	
	貸付金残高5兆円突破	昭和59年(1984)	
	資金種類を統合整備	昭和60年(1985)	公庫法改正(昭和60年)
平成2年	特定農産加工資金創設	平成元年(1989)	特定農産加工業経営改善臨時措置法 (平成元年)
1990	土地利用型農業経営体質強化資金創設	平成 2年(1990)	廃止(平成13年)
	中山間地域活性化資金創設	平成 2年(1990)	公庫法改正 (平成元年)
	担い手育成農地集積資金創設	平成 5年 (1993)	農業経営基盤強化のための関係法律の 整備に関する法律(平成5年)
	農業経営基盤強化資金創設	平成 6年 (1994)	公庫法改正(平成6年)
	森林整備活性化資金創設	平成 6年(1994)	林業等振興資金融通暫定措置法等の一 部を改正する法律(平成6年)
	食品産業品質管理高度化促進資金創設	平成10年(1998)	食品の製造過程の管理の高度化に関す る臨時措置法(平成10年)
	総合オンラインシステム開始	平成11年(1999)	
	食品安定供給施設整備資金創設	平成11年(1999)	公庫法改正(平成11年)
平成12年	畜産経営環境調和推進資金創設	平成11年(1999)	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用 の促進に関する法律(平成11年)
2000	農業経営維持安定資金創設	平成13年(2001)	廃止(平成18年)
	経営体育成強化資金創設	平成13年(2001)	公庫法改正(平成13年)
•	財投機関債発行	平成13年(2001)	
	担い手向け制度資金の再構築	平成14年(2002)	公庫法改正(平成14年)
	クライアント・サーバ・システム稼働	平成14年(2002)	
	農業法人投資育成会社への出資	平成14年(2002)	農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法(平成14年)
	本店組織を機能別に再編	平成17年(2005)	
	経営基本計画策定	平成17年(2005)	

農林漁業セーフティネット資金創設

平成19年(2007)

本支店所在地と担当区域

(平成19年8月1日現在)

		所在地	電話番号(代表)	担当区域
本 店	〒100-0004	東京都千代田区大手町1丁目9番3号	03-3270-2261 (総合案内)	
北海道支店	₹060-0004	札幌市中央区北4条西5丁目1番地	011-251-1261	北海道
青森支店	〒030-0861	青森市長島2丁目19番1号	017-777-4211	青森県
秋田支店	₹010-0001	秋田市中通1丁目2番26号	018-833-8247	秋田県
盛岡支店	₹020-0021	盛岡市中央通2丁目2番5号	019-653-5121	岩手県
仙台支店	〒980-6011	仙台市青葉区中央4丁目6番1号	022-221-2331	宮城県、山形県、福島県
東京支店	₹100-0004	東京都千代田区大手町1丁目8番2号	03-3270-9791	東京都、神奈川県、山梨県、静岡県
関東支店	〒330-0854	さいたま市大宮区桜木町1丁目9番6	048-645-5421	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県
長野支店	〒380-0836	長野市南県町1081番地	026-227-8900	長野県
新潟支店	〒951-8113	新潟市中央区寄居町344番1号	025-222-6151	新潟県
北陸支店	〒920-0853	金沢市本町1丁目5番2号	076-263-6471	富山県、石川県、福井県
東海支店	〒450-0002	名古屋市中村区名駅4丁目2番25号	052-582-0741	岐阜県、愛知県、三重県
近畿支店	〒600-8008	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地	075-221-2147	滋賀県、京都府、奈良県
大阪支店	〒530-6591	大阪市北区中之島3丁目6番32号	06-6445-4711	大阪府、兵庫県、和歌山県
岡山支店	〒700-0826	岡山市磨屋町9番18-401号	086-232-3611	岡山県、広島県、山口県
松江支店	〒690-0887	松江市殿町111番地	0852-26-1133	鳥取県、島根県
高松支店	7760-0023	高松市寿町1丁目1番12号	087-851-2880	徳島県、香川県、高知県
松山支店	7 790-0011	松山市千舟町4丁目5番4	089-933-3371	愛媛県
福岡支店	〒810-0001	福岡市中央区天神4丁目2番20号	092-751-5736	福岡県、佐賀県
長崎支店	〒850-0033	長崎市万才町6番38号	095-824-6221	長崎県
熊本支店	〒860-0842	熊本市南千反畑町2番6号	096-353-3104	熊本県、大分県
宮崎支店	〒880-0812	宮崎市高千穂通1丁目6番38号	0985-29-6811	宮崎県
鹿児島支店	〒890-0053	鹿児島市中央町11番地の5	099-255-1141	鹿児島県

平成18年度業績評価結果一覧

戦略	施策	平成17年度	平成18年度
資金提供	施策 (O1) お客さまの投資ニーズの的確な把握と迅速な資金提	C (1.9点)	B (2.6点)
	供	**	***
	施策 (02)「農業」分野におけるニーズに即した資金提供	B (2.1点) ★★:	B(2.4点) ★★¹
	施策 (03)「林業」分野におけるニーズに即した資金提供	B (2.8点) ★★★	B(2.7点) ★★★
	施策(04)「漁業」分野におけるニーズに即した資金提供	B(2.4点) ★★¹	B(2.8点) ★★★
	施策(05)「食品産業」分野におけるニーズに即した資金提供	B(2.0点) ★★	A(4.0点) ★★★★
	施策 (06) お客さまのニーズにマッチした資金調達方法、経営 改善方策の情報提供など「提案型の融資活動」推進	B(2.0点) ★★	B(3.7点) ★★★★
経営支援	施策(07)農林漁業分野の不振経営体の事業再生への支援	B(3.0点) ★★★	B(3.7点) ★★★★
	施策 (08) 経営マインドを持った農林漁業者育成の支援	B (3.1点) ★★★;	B(3.3点) ★★★¹
民間参入	施策 (09) 系統金融機関との連携強化、地銀・信金等との業務協力の推進	B(3.5点) ★★★★	B(3.0点) ★★★
支援	施策 (10) 民間金融機関が積極的に農林漁業分野に参入できる よう融資ノウハウの提供	B(3.8点) ★★★★	B(3.0点) ★★★
	施策 (11) 経営基本計画実現のためのPDCAサイクルによる経営マネジメント	_	_
	施策 (12) 経営基本計画を効率的に実行するための組織態勢整備	_	_
«∇ النظامة النظامة	施策(13)経営基本計画をリードできる人材育成	B(2.0点) ★★	B(2.0点) ★★
経営マネ ジメント ・	施策(14) 審査手法の高度化による効率的な審査や新たな融資手法 の開発	B(2.0点) ★★	B(3.0点) ★★★
組織	施策 (15) 真に役立つ情報発信のための国内外の情報の収集・ 分析・発信能力の向上	A(5.0点) ★★★★★	A(4.0点) ★★★★
人事 · 業務運営	施策(16) お客さまの経営状況に応じた予防的観点からの経営 改善支援	C (0.5点)	B(2.0点) ★★
水切烂白	施策(17) よりわかりやすい情報発信していくための広報活動 の再構築	A (4.3点) ★★★★	B(3.7点) ★★★★
	施策 (18) 総合的なリスク管理など業務運営の健全性確保のための内部統制機能の充実	B(2.0点) ★★	B(2.5点) ★★ J
	施策 (19) 民間金融機関とのネットワーク拡充などITを活用した 業務の効率化	B(2.0点) ★★	B(2.0点) ★★
活動成果	業務の効率化実績	C (1.5点) ★ /	B(2.0点) ★★

索引

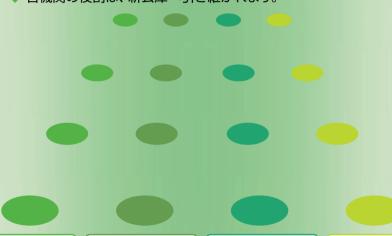
ご挨拶	- 2	資料編 ————————————————————————————————————	 56
お客さまの声	- 3	業績 —————	 57
お客さまへのお知らせ	- 5	融資実績	
トピックス		農林漁業食品産業別融資状況	
		資金措置	
経営基本計画 ————————————————————————————————————	- 11	損益の状況	
		主な経営指標	
お客さまへの融資を通じたトータルサポート機能の発	揮	財務諸表	 61
お客さまの投資ニーズの的確な把握と迅速な資金提供	15	貸借対照表	
「農業」分野におけるニーズに即した資金提供	17	損益計算書	
「林業」分野におけるニーズに即した資金提供	19	主な資産・負債の明細	
「漁業」分野におけるニーズに即した資金提供	21	固定資産明細	
「食品産業」分野におけるニーズに即した資金提供	23	借入金明細	
お客さまのニーズにマッチした資金調達方法、	25	債券明細 引当金明細	
経営改善方策の情報提供などの「提案型の融資活動」推進		主な費用の明細	
農林漁業分野の不振経営体の事業再生への支援	27	業務委託費明細	
経営マインドを持った農林漁業者育成の支援	29	事務費明細	
		役員の給与及び退職手当の支給の基準	
民間金融とのパートナーシップの確立		役職員の報酬・給与等について	
系統金融機関との連携強化、地銀・信金等との業務協力の推進	31		69
民間金融機関が積極的に農林漁業分野に参入できるよう	33	総貸付金残高	
融資ノウハウの提供		貸付金残高の農林漁業食品産業別内訳	
		貸付金残高の固定・変動金利別、残存期間別内訳	
スピード感ある自己変革の実現		職員1人当たり及び1支店当たりの貸付金残高	
経営基本計画実現のためのPDCAサイクルによる経営マネジメント	35	資本金の推移	
経営基本計画を効率的に実行するための組織態勢整備	35	資金運用収支	
経営基本計画をリードできる人材育成	36	貸付金利息・支払利息の分析	
審査手法の高度化による効率的な審査や新たな融資手法の開発	37	利益率	
真に役立つ情報発信のための	38	保有有価証券の状況	
国内外の情報の収集・分析・発信能力の向上		【参考情報】会計等に関する関連法の規定(抜粋)	
お客さまの経営状況に応じた予防的観点からの経営改善支援	39	【参考情報】行政コスト計算財務書類(概要)	
よりわかりやすく情報発信をしていくための広報活動の再構築	40	【参考情報】特殊法人会計貸借対照表と	
統合的なリスク管理など	41	民間企業仮定貸借対照表との比較 【参考情報】自己資本比率	
業務運営の健全性確保のための内部統制機能の充実		【参考情報】 日口貝本比率 【参考情報】 資産内容の開示	
民間金融機関とのネットワーク拡充など	42	1 自己査定と償却・引当	
ITを活用した業務の効率化		2 リスク管理債権	
		3 金融再生法に基づく開示債権	
コーポレートガバナンス	- 43	【参考情報】政策コスト分析	
業務運営の体制	43		
リスク管理への取組	45	■ その他	
法令など遵守の態勢	48	用語集	89
内部監査	48	農林漁業金融公庫法	91
個人情報の保護	49	農林漁業金融公庫業務方法書	91
ディスクロージャー	49	認可を受けた事項	92
		組織	93
融資制度	-51	公庫のあゆみ 本支店所在地と担当区域	94 95
19年度からの新しい措置	51	平成18年度業績評価結果一覧	96
融資制度	53	索引	97
融資の手続き	55	4機関統合のご案内	98

国民公庫 農林公庫 中小公庫 JBIC は

平成20年10月 **日本政策金融公庫** になります

◆ 平成19年5月、「株式会社日本政策金融公庫法」が成立しました。

◆ 各機関の役割は、新公庫へ引き継がれます。



国民生活金融公庫

農林漁業金融公庫

中小企業金融公庫

国際協力銀行 (国際金融等業務)

各機関の権利義務の承継

統合後は、各機関の一切の権利義務は新公庫 が承継しますので、各機関のご融資等を利用されてが図れるよう、平成20年10月の設立に向けて、 いる方及び各機関が発行した債券を所有されて いる方の利益が不当に損なわれることはありません。

新公庫への円滑な移行

各機関の利用者の皆さまの利便性の維持・向上 最善の努力をしてまいります。



② 農林漁業金融公庫